# 第3章 災害(風水害)応急対策計画

# 第1節 災害直前活動

(実施担当:各課)

風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を 軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の対策が 極めて重要である。特に要配慮者が迅速に避難できるように対策を行うことが必要である。

## 1 警報等の村民に対する伝達活動

(1)特別警報発表時の対応

村は、消防庁、東日本電信電話㈱から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、 直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に通知する措置を行う。 なお、周知に当たっては、関係事業者 の協力を得つつ、CATV 告知放送、L アラート(災害情 報共有システム)、広報車、携帯端末の緊急速報メ ール機能、ソーシャルメディア等あらゆる 広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。

(2)特別警報以外の気象警報発表時の対応

ア 村は、各機関から受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また、放送等により 気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める。

イ 村において、村民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を 速やかに関係機関 に伝達する。

(3) 土砂災害警戒情報発表時の対応

県から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、避難を要すると判断された地域(土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等)への避難指示等を行うとともに、その情報を住民等へ伝達し、速やかな避難行動へつなげるよう努めるものとする。

## 2 村民等の避難誘導対策

風水害により、村民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難の伝達、避難指示を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

- (1) 村は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、消防団等と連携を図りながら、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、村民に対して避難のための避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。
- (2) 避難行動要支援者については高齢者等避難の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を 行う。当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や 利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。また、必要に応じて、集落組 織・村民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。
- (3) 住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜

間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

- (4) 災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への 避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。
- (5) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動または屋内での待避等を行うべきことについて、村民等への周知徹底に努めるものとする。
- (6) 村は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し村民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。
- (7) 村民に対する高齢者等避難、避難指示の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、CATV 告知放送、L アラート(災害情報共有システム)、広報車、緊急速報メール機能、ソーシャルメディア等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。
- (8) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。
- (9) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を村民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置を講ずる。
- (10) 避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

#### 3 災害の未然防止対策

村は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(1) 水防活動

水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水 防活動を実施する。

(2) 河川管理施設、農業用排水施設等

河川管理者、農業用排水施設管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行う。 その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を警察署等に通報するとともに村民に対して周知する。

(3) 道路

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

(4)消防団及び消防機関

出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、村と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止又はその区域からの退去等の指示を実施するものとする。

# 第2節 活動体制の確立

(実施担当:各部・機関)

村は、災害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行うとともに災害対策本部(以下この節において「本部」という。)の設置、現地災害対策本部(以下この節において「現地本部」という。)の設置等必要な体制をとるものとする。この場合において、第一義的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び村民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、高齢者、障がい者等の要配慮者の避難支援計画の実施等に努めるものとする。

### 1 動員体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じて次の動員体制をとる。

- (1) 配備基準等【表 2-1、2-2のとおり】
- (2) 配備指令の伝達及び動員配備
  - ア 伝達系統

警報、非常配備指令及び配備担当者の召集の伝達方法は予め定めておくものとする。

イ 時間外の動員方法

職員への連絡は、電話又防災メール等により行う。

また、各課長等は電話、急使、その他による連絡方法を予め定めておく。

ウ 通信途絶時の動員方法

職員は動員命令がない場合であっても、テレビ、ラジオ等により災害が発生し、又は発生のおそれがあることを 覚知したときは、直ちに配備基準表により登庁する。

エ 交通途絶時の動員方法

交通途絶により登庁できない職員は自宅、又は避難所に指定された場所で待機し、上司の指示を受ける。

#### 2 活動体制

- (1) 災害警戒本部等
  - ①災害警戒本部等
  - ア災害警戒本部

村長は、次のいずれかの状況に達し、必要と認めたときは、災害警戒本部を設置する。

- (ア) 大雨、暴風雨、暴風雪、大雪、洪水又は浸水の各警報のうち1つ以上が発表されたとき。
- (イ) 災害が発生したとき。
- (ウ) 激甚な災害が発生するおそれがあるとき。
- (エ) その他、村長が認めたとき
- ②災害対策本部
- ア 設置基準

村長は、次のいずれかの状況に達したときは、災害対策本部を設置する。

- (ア) 大規模な災害が発生し、村長が必要と認めたとき。
- (イ) その他激甚な災害の発生が予想されるとき。

#### (ウ) その他、村長が認めたとき

#### イ 廃止基準

- (ア) 災害の発生するおそれがなくなったと認められるとき。
- (イ) 災害発生後における応急対策活動がおおむね完了したとき。
- (ウ) その他災害対策本部の設置が不要と認められるとき。

#### ③本部設置決定権者

- (ア)本部設置の決定は、村長が行うものとする。
- (イ)村長不在の時は、副村長、教育長の順で代行する。
- (ウ)3者がいずれも不在の時は、上席職員で決定するものとする。

#### ④設置及び廃止の通知

警戒本部・災害対策本部を設置又は廃止した場合は、次表により直ちに防災関係機関等に通知及び公表する。

通知先	通知の方法
庁内各課	電話・防災メール
村役場出先機関	電話・防災メール
村民	CATV 告知放送、広報車
防災関係機関	電話又は口頭

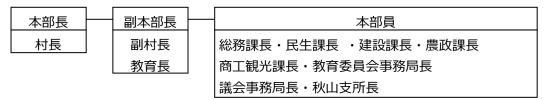
#### ⑤本部体制

- (ア) 災害警戒本部、災害対策本部を総務課情報防災係におく。
- (イ) 役場本庁舎が機能しない場合には、別に定める。
- (ウ) 本部の運営上必要な資機材等は別に定める。

#### ⑥組織構成及び事務分掌

災害対策本部の組織構成及び事務分掌は、別表のとおりとし、以下の関係課長で組織する。

- (1)災害警戒本部長不在の場合は副村長が任務を代行する。
- (2)災害警戒本部長は、災害の状況により災害警戒本部の組織を変更することができる。



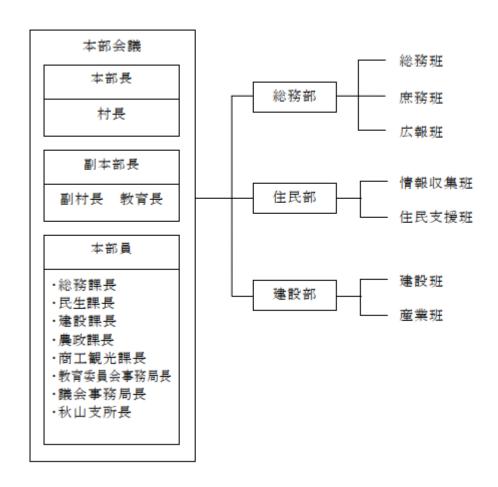
## 3 本部の組織及び運営

本部等の編成、組織、事務分掌等、災害応急対策に必要なすべての計画並びに災害応急対策活動に必要な要員を把握し、災害応急対策活動を確実にするための計画を以下に明らかにする。

#### ①本部の組織

本部の組織は、以下のように定める。

図 3-2-2 本部一般体制組織図



## ②職務•権限

#### ア 本部長

村長を本部長とする。

本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

## イ 副本部長

副村長、教育長を副本部長とする。

#### ウ 本部員

各課の長をもってあてる。本部員は、本部長の命を受け、本部の所掌する事務に従事し、部所属の各班を指揮 監督する。

#### エ 部及び班

本部に部及び班を置く。部及び班の名称及び事務分掌は、表 3-2-2 のとおりとする。

部の長は、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。班長は、所属職員を指揮監督し、その事務を処理する。部の長及び班長は、職務代行者をあらかじめ定めておくものとし、部の長又は班長が不在等のときは、職務代行者はその職務を代理する。

#### (3) 本部員会議

本部の最高意思決定機関として、本部員会議を設置する。本部長は、災害対策の重要事項を協議するため、必要に応じ本部員会議を招集する。本部員は、それぞれの所掌事務に関し、災害対策の実施状況について本部員会議に報告しなければならない。

#### ア 会議の運営

本部員会議は、本部長、副本部長、本部員全員をもって構成する。

#### イ 協議事項

本部員会議の協議事項は、本部長若しくは本部員の提議によるが、概ね次のとおりとする。

- (ア) 本部の配備体制及び解除の決定に関すること
- (イ) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること
- (ウ) 避難の指示に関すること
- (I) 避難所の開設及び閉鎖に関すること
- (オ) 自衛隊、県及び他市町村への応援派遣要請に関すること
- (カ) 災害対策経費の処理に関すること
- (‡)「災害救助法」の適用に関すること
- (ク) その他災害対策の重要事項に関すること

#### ③現地災害対策本部の設置

本部長は、必要に応じ現地災害対策本部を設置し、村職員による現地災害対策本部長を置く。

現地災害対策本部長は、現地での指揮及び関係機関との連絡調整活動を行うとともに、現地の情報、対策活動の実施状況を速やかに本部長に報告する。

## ア 組織及び運営

(ア) 現地本部長

現地本部長は、本部長が指名した者とする。現地本部長は、現地本部員を指揮監督する。

(イ) 現地本部員

現地本部の運営は、本部長が指名した者で構成する現地本部員があたる。

#### イ 所掌事務

- (ア) 応急対策の実施及び現地での応急対策活動に係る関係機関との連絡・調整
- (イ) 被災実態の把握と本部への応急対策の実施状況の報告
- (ウ) その他、本部長の特命事務
- ④地区連絡所(秋山地方支部)の設置

本部長は、秋山地区における情報の収集及び災害応急活動を円滑に実施するため、防災活動拠点として地区連絡所(秋山地方部)を設置することができる。

#### ⑤災害救助法が適用された場合の体制

村に災害救助法が適用されたときは、村長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行い、必要に応じて知事と連絡をとる。

表 3-2-2 栄村災害対策本部組織及び関係機関の事務分掌

部			
◎部長	班	分掌	事 務
○副部長			
総務部		1	本部運営、総合企画、連絡調整
◎ 総務課長		2	関係機関、団体等への応援要請、自衛隊の派遣要請
○ 議会事務局長	総務班	3	職員の非常参集に関すること
		4	消防、水防、集落区長等との連絡・調整
		5	災害復旧復興計画の策定
		1	防災行政無線等情報伝達手段の保守、統制等
		2	震災情報・被害状況の収集伝達等情報収集班事務の補完
	庶務班	3	義援金・見舞金配分委員会の設置及び運営
		4	災害経費の予算措置、出納
		1	報道機関に対する被害状況の発表及び連絡調整
		2	電話等による被害通報の受付、通報の整理伝達
	   広報班	3	村民・来遊客等への災害報告
	/24132/1	4	災害記録の作成及び保存
		5	災害の進捗状況及び被災地のニーズ等の予測・分析に関するこ
			Ł
住民部		1	人的被害の情報収集
◎ 民生課長	情報収集班	2	建物等の被災情報の収集と被害程度の調査
○ 教育委員会 事務局長		3	災害情報等の収集及び伝達、被害状況等の把握及び報告
		4	村有施設の被害調査及び情報収集
		5	り災証明書の発行等に関すること
		1	住民の避難誘導、安否確認作業、被災者の救助、負傷者の救護
		2	要配慮者の避難誘導及び収容
		3	要配慮者等のケアに関すること
		4	福祉施設の被害状況の把握、応急対策への協力
		5	災害救助法関係事務、災害救助員の派遣
	住民支援班	6	近隣診療所、病院等との連絡調整、負傷者搬送等
		7	環境衛生、し尿処理、遺体の埋葬・火葬等
		8	避難所の開設、運営、管理等
		9	ボランティアの受入れ、組織化
		10	ボランティアセンターの設置・運営
		11	来遊客の被害調査
		12	飼養動物の保護等に関すること
L	<u> </u>		ALLEN IN A MINOR OF LEADING ACC

部 ◎部長 ○副部長	班	分 掌 事 務
建設部		1 上下水道の被害調査、応急対策、復旧等
◎建設課長		2 飲料水の確保、調達等
○商工観光課長		3 道路交通情報の収集
○農政課長	建設班	4 道路及び橋梁の被害調査、応急対策、復旧等
		5 河川の被害調査、応急対策、復旧等
		地滑り、急傾斜地、土石流、雪崩等に係る危険箇所の被害調 6 査、応急対策、復旧等
		1 災害応急資材・機械の調達、確保等
		2 農地・農畜産施設等の被害調査、応急対策、復旧等
	産業班	3 農作物・林産物の被害調査、応急対策、支援措置等
		4 林業施設・治山施設の被害調査、応急対策、復旧等
		5 企業、商店、旅館等の被害調査、応急対策、復旧支援措置

# 4 職員配備計画

関係機関	分 掌 事 務
	1 消防活動に関すること
	2 水防活動に関すること
	3 避難誘導、救出活動に関すること
消 防 団	4 住民一時帰宅に係る保安員に関すること
	5 被災区域の保安及び警戒体制に関すること
	6 行方不明者の捜索及び遺体の処理に関すること
ᄮᄼᇃᇄᆉᄼᆥ	1 ボランティアの受入れ、組織化
社会福祉協議会	2 ボランティアセンターの設置・運営

災害等が発生した場合、本部長以下の本部員は直ちに所定の配備につき災害対策業務を行うものとする。また、 当該職員にあっては、本来の勤務場所に登庁可能となった時は、速やかに登庁し所定の配備につくものとする。

# (1) 風水害等の配備指令

災害が発生し、又は発生のおそれのあるときの体制は、その都度、村長が指示をする。

また、「気象業務法」に基づく注意報が発表され、危険な状況が予想される場合は、情報収集体制をとるものとする。

表 2-1 栄村職員活動体制(配備基準)

区	分	緊急配備(災害対策本部)	非常配備(災害警戒本部)	第二次警戒配備	第一次警戒配備
活動開	風水害等	○大規模な災害 が発生した場合、村 全域にわたり大規模 な災害が発生するお それがある場合等で 村長が必要と認めた 場合	○以下のいずれかの 状況で村長が必要 と認めた場合 ・暴風・大雨・洪水 警報発表時 ・災害が発生したとき ・激甚な災害が発生 するおそれがあるとき ◎大雨、暴風、暴 風雪、大雪特別警 報が発表されたとき	○村長が必要と認め た場合 ○土砂災害警戒情 報、記録的短時間 大雨情報が発表され たとき	◎大雨・洪水注 意報、暴風雪・ 大雪警報、暴風・ 大雨・洪水警報が 発表されたとき
始 基 準	地震災害	◎村内で震度 6 弱 以上の地震が発生 したとき	<ul><li>◎村内で震度 5 弱または 5 強の地震が発生したとき</li></ul>	◎村内で震度 4 の 地震が発生したとき	<ul><li>◎村内で震度3の</li><li>地震が発生したとき</li><li>○その他村長が必要と認めた場合</li></ul>
活動内容	Σ <del>'</del> n	災害発生後の体制 で非常体制を強化 し、村内の大規模災 害に対処する体制を とる。 災害の推移により、 必要な人員による体 制を構築する。	災害発生直前また は発生時の体制で、 二次警戒活動体制 を強化し、情報収集 を行い、応急体制の 準備を整える。	災害発生前の 体制で、各部連絡 網の確認、情報収 集等を行う。 防災担当課等 の職員で情報収集 活動が円滑に行える 体制とする。	災害発生前の 体制で情報収集・伝達を行う。 (二次警戒体制以降に継続するための事前対策) 村長が必要と認めた場合、増員を行う。
活動期間		活動開始基準に該当したときから、村長が配備の必要がないと認めたとき、または他の体制に移行したときまで。	活動開始基準 に該当したときから、 村長が配備の必要 がないと認めたとき、 または他の体制に移 行したときまで。	活動開始基準に 該当したときから、村長が配備の必要がないと認めたとき、または他の体制に移行したときまで。	活動開始基準に該当したときから、注意報等が解除されたとき、村長が配備の必要がないと認めたとき、または他の体制に移行したときまで。

(活動開始基準の◎は指示によらない参集)

## 5 配備体制

本部員は、所管の班ごとに配備編成計画を立て、これを本部長に報告するとともに班員に徹底しておくものとする。また、各配備体制における各部の配備人員を以下のように定める。

#### ア 各部非常連絡員

本部員は、各班における非常連絡、所要職員の動員を円滑に行うため、その所管する班ごとに1名の非常連絡員を定め、それぞれの本部長に届け出ておくものとする。

部名	所属課等	緊急配備 (災害対策本部)	非常配備 (災害警戒本部)	第二次 警戒配備	第一次 警戒配備 
	三役	全職員	全職員	_	_
	総務課	全職員	全職員	防災担当係 管理職	防災担当係
総務部	議会事務局	全職員	全職員	課長以上	
	秋山支所	全職員	全職員	支所長	
住民部	民生課	全職員	全職員	課長以上	
住民部	教育委員会事務局	全職員	全職員	局長	_
	建設課	全職員	全職員	係長以上	
建設部	農政課	全職員	全職員	係長以上	_
	商工観光課	全職員	全職員	係長以上	_

#### 表 2-2 部別配備人員基準

## 6 勤務時間外の職員動員計画

本項は、勤務時間外において激甚災害が発生し、緊急配備体制が発令された場合に、防災活動に必要な職員の動員及び配備についての計画を定める。 なお、職員の動員についての具体的な計画は、各部ごとに別途定めることとする。

# (1) 動員の原則

勤務時間外に風水害等により激甚な災害が発生し、緊急配備体制が発令された場合、本部の一般災害体制に基づき職員は、原則として所属する職場へ参集することとする。

#### (2) 動員から除外する職員

- ア 病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者
- イ 災害によって重傷を負った者
- ウ 参集時に緊急措置(人命救助、消火活動)に従事する者
- エ その他、本部長が認める者
- (3) 動員の区分

各部長は、本部の体制別に以下の区分により所属職員の住居地等を考慮した職員の参集場所を事前に指定し、その職員の任務分担を明らかにするとともに、職員へ周知を図っておかなければならない。

## ア 所属動員

所属する職場へ参集する場合。

## イ 指定動員

各部長が指定した場所へ参集する場合。

ウ 直近(地区対応支援)動員

# 7 防災関係機関

村が防災関係機関に災害応急対策として協力を求める主要な措置事項は次のとおりである。

## (1) 指定地方行政機関

+WK BB 47	批黑市店
機関名	措置事項
1 信越総合通信局	(1) 電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無
	線通信の監理
	(2) 臨時災害放送局の開設許可と周波数の割り当て
2 関東財務局(長野財務事務所)	(1) 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関
	又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険
	会社及び証券会社に対して、災害関係の融資、預貯金の
	払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金
	の支払い及び保険料の支払猶予、営業停止等における対
	応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請
	(2) 村において国有財産(普通財産)を災害応急対策の実
	施の用に供するときは、村に対する適切な措置
3 長野労働局(中野労働基準監督署)	(1) 事業所等の被災状況の把握
	(2) 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防
	止の指導
4 関東農政局 長野地域センター	(1) 食料の供給及び緊急引渡しの措置
5 中部森林管理局(北信森林管理署)	(1) 災害用復旧用材(国有林材)の供給
6 北陸地方整備局	(1) 管轄する河川、道路について管理を行うほか次の事項を行
(関東地方整備局)	うよう努める。
	ア 施設対策等
	(ア) 河川管理施設等の対策等
	(1) 道路施設対策等
	(ウ) 電気通信施設対策等
	(I) 営繕対策等
	イ 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の派遣
	及び災害対策用建設機械等の出動及び管理
	ウ 他機関との協力
	工 広報
7 北陸信越運輸局(長野運輸支局)	(1) 陸上輸送に関すること

	ア 緊急輸送の必要があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関しての措置イ 県からの要請に対する車両等の調達斡旋(2)交通状況に関する防災関係機関との情報連絡(3)緊急輸送路確保のための応急復旧(4)県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力(5)地震発生時に消防本部及び消防団が行う消火活動、救助活動への協力
8 東京管区気象台(長野地方気象台)	(1) 地震動警報(緊急地震速報)、地震情報(東海地震に関連する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説(2) 異常現象(異常水位、地すべり、土地の隆起等)に関する情報が発見者又は行政機関から通報された時、気象庁への報告及び適切な措置(3)必要に応じて、警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げの実施

# (2) 指定公共機関

(1) 医療、助産及び遺体処理に関する応急救援
(2) 被災者に対する救援物資の配布
(3) 義援金の募集配分
(4) 救助に関する協力奉仕者等の連絡調整
(1) 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資す
るための有効適切な関連番組の編成
(2) 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関
する迅速かつ的確な放送の実施
(3) 村及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する
予報、警報、警告等の有効適切な放送
(1) 災害時における応急救護活動
(2) 応急復旧用資材等の確保
(3) 危険地域の駅等の旅客等について、村と協議した避難地
への避難、誘導
(4) 鉄道施設の早期復旧
(1) 防災関係機関の非常、緊急通信の優先確保
(2) 被害施設の早期復旧
(3)「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言版
(web171)」等
(1) 災害の態様、公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、
郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施
ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

	エ 被災地救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分
	(2) 災害の発生時においては、可能な限り窓口業務を確保す
	る。そのため、警察、消防本部、その他の関係行政機関、ラ
	イフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に
	連携し、迅速・適切な対応に努める。
6 日本通運(株)(長野支店)	(1) 緊急輸送車両の確保及び運行
7 中部電力パワーグリッド(株)(飯山営業所)	(1) 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関
	への緊急事態の通報
	(2) 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び
	漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用しての広報
8 KDDI(株)	(1) 地震情報(地震予知情報を含む。)の伝達
	(2) 重要な通信を確保するために必要な措置の実施

# (3) 指定地方公共機関

機関名	措置事項
1 (一社)長野県LPガス協会	(1) 被害状況の把握
	(2) 需要家に対するガス栓の閉止等の広報
	(3) 必要に応じたLPガスの供給
	(4) 災害応急復旧
2 (公社)長野県トラック協会	(1) 協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行
3 南越後観光バス(株)	(1) バスによる避難者等の輸送の協力に関すること
4 信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ	(1) 災害時における村等からの要請に基づく放送
信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送	
(株)	

# (4) その他防災関係機関等

機関名	措置事項
1 (一社)長野県医師会	(1) 医療救護施設等における医療救護活動の実施
(飯水医師会, (一社)長野県歯科医師会)	(2) 検案 (薬剤師会を除く。)
2 産業経済団体	(1) 栄村商工会その他商工業関係団体
	ア 村が行う商工業関係、被害調査についての協力
	イ 物価安定についての協力
	ウ 救済用物資、復旧資材等の確保についての協力
	(2) ながの農業協同組合
	ア 農林水産物の被害調査についての協力
	イ 農産物、魚介類の確保
	ウ 農林水産物等の災害応急対策についての指導
	(3) 建設業関係団体等
	((一社)長野県建設業協会、栄村森林組合ほか)
	ア 災害時における緊急対策及び復旧対策についての協力
	(4) 栄村秋山郷観光協会
	ア 施設利用者、従業員等の救護及び避難誘導

	イ 避難者の救護応援協力
3 社会福祉協議会	(1) 災害ボランティアの受入れ対策の実施
4 各区、自主防災組織等	(1) 村の実施する被害調査、応急対策についての協力
	(2) 村民の安否確認
	(3) 避難誘導及び避難場所の運営に関する協力
	(4) 被災者に対する応急救護、炊出し、援助物資等の配分に
	関する協力
5 その他防災上重要な施設の管理者	(1) 所管する施設に係る災害応急対策の実施

# 8 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

村民生活に密接な関係にある防災関係機関等に協力を求める災害応急対策の概要を示す。

# (1) 防災関係機関

機関名	計画の内容
1 電力(中部電力パワーグリッド(株)(飯山営業所))	(1) 防災活動体制については、「第23節3.電力施設」による。 ア電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが状況によっては危険防止の ため送電を停止する。
	イ 電力が不足する場合は、他電力会社へ電力の緊急融通を依頼し、電力供給 の確保に努める。 ウ 応急復旧に必要な資機(器)材及び車両の確保を行う。
	エ 電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ 応急復旧工事を行う。
2 ガス(一社)長野県 L P ガス協会	(1) L P ガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。 (2) L P ガスの施設の安全点検を実施する。 (3) 施設を点検し、安全が確認された区域から順次供給を再開する。 (4) 防災拠点、医療拠点等の緊急に必要なところに臨時供給を行う。 (5) 応急復旧に必要な資機(器)材及び車両を確保し応急復旧工事を行う。
3 通信 (東日本電信電話 (株)、(株) NTTドコモ 長野支店、KDDI (株))、ソフトバンク(株)	(1) 通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。 ア 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。 イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、「災害用伝言ダイヤル 171」、「災害用ブロードバンド伝言web171」及び「携帯電話・スマートフォン等で安否確認ができる災害用伝言板サービス」を提供する。 ウ 防災関係機関が設置する通信網と連携する。 (2) 応急復旧に必要な資機(器)材及び車両の確保を行う。 (3) 通信の早期疎通を図るために工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

	<del>-</del>
4 放送(日本放送協会長野放送局、信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野 エフエム放送(株))	(1) 放送機器の障害、中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。 (2) 応急復旧に必要な資機(器) 材の確保及び機器、設備等の機能確保の措置を講ずる。 (3) 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報、被害状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。
5 金融(金融機関、保険 会社及び証券会社)	(1) 被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。 (2) 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。 (3) 必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等の措置を講ずる。 (4) 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱いの措置を講ずる。 (5) 手形交換所の決定により、被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等の措置を講ずる。
6 鉄道(東日本旅客鉄道 (株)、日本貨物鉄道(株))	(1) 交通機関の運転停止基準については、「第2章 第18節 ライフライン災害 予防計画6.」による。 ア 不通区間が生じた場合は、自動車等による代替輸送の確保に努める。 イ 応急復旧に必要な資機(器)材及び車両の確保を図る。 ウ 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等、必要な措置を講 じ、応急復旧工事を行う。

# 第3節 災害情報の収集・連絡活動

被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり、このため、災害の規模や被害の程度に応じ、村等、関係機関は、情報の収集・連絡を迅速に行うこととする。この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。このため県、村及び関係機関、村民、各事業所等の通信系統を明らかにし、情報収集・連絡・広報についての必要な事項を定める。また、災害時における情報連絡に支障のないように措置することを目的とする。

# 1 通信手段の確保

電話や県地域防災無線は、施設の被災や輻輳により、不通になることも予想される。その場合は、村保有あるいは民間の無線設備、使徒等あらゆる手段をつくして通信・連絡手段を確保するものとする。そのため、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を現場に配置する。また、総務省に直ちに連絡し、総務省は通信の確保に必要な措置を講ずる。また、村及び電気通信事業者は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。さらに、災害時においては、電気通信事業者に対して、村等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保するよう要請する。

## (1) 有線通信網の利用

## ア 指定電話(災害時優先電話)

村及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

#### イ 優先利用の請求方法

特別な事情がある場合を除き、あらかじめ電話取扱局の登録を受けた番号の加入電話により行う。なお、緊急の場合等は、非常電話と確認できる時は通常の加入電話からも利用できる。

- (ア) 局番なしの「102番」にかけ、交換手を呼び出す。
- (イ) 交換手に「非常電話」、「緊急電話」であることを告げる。
- (ウ) 非常・緊急通話の内容、相手等を伝え、交換手が接続したならば通話を行う。

#### 表 3-3-1 緊急電話の種類

区分	内容
非常通話	災害の予防・救援、交通・通信・電力供給確保、治安維持のために必要な事項を内容とする手動 接続の通話で、他の市外電話、緊急通話に優先して接続する通話である。
緊急通話	非常通話以外の公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする手動接続通話で、接続順位 は非常通話に次ぐ扱いとなる。

#### (2) 無線通信の確保

ア 災害時に利用可能な無線通信

村が保有又は協定を締結している無線通信施設等は表 3-3-2 のとおりである。

#### 表 3-3-2 主な無線通信施設等一覧

通信機器		内容	整備場所	停電時の対応
		5W 3台 (基地局1 携帯型2)	村役場	庁舎発電機からの 充電が可能
村有無線	移動系消防無線	10 台	消防団分団長 5台 消防団部長 5台	予備バッテリーを含め 3~4 時間通信可
	移動系 車両搭載型無線	21 台	消防団ポンプ積載車	自動車のバッテリー からの充電が可能
音声告知放送		本部から加入各戸への一方向通信	本部、加入各戸	予備電源により約 3時間の放送が可 能
長野県防災無線(FAX、電話)		消防庁、県機関と役場を結 ぶ衛星無線		停電時専用発電 機あり

#### イ 通信の制約に対する対応策

#### (ア) 無線通信が使えない時

当然、代替の通信手段によることとなるが、最悪の場合には、使徒を派遣して連絡する。

#### (イ) 無線通信が混雑している時

混雑している時間は意外に短いので、話し中・混信中には、一旦送信をやめ、どうしても緊急を要する時には、冒頭に「至急」「至急」と呼び他の局にあけてもらうようにする。

#### (ウ) 無線通信の聞き取りが困難な時

周囲が騒がしくて聞き取りが困難な時は、自分が移動して対応する。また、電波が弱くて聞き取りが困難な時も、適当な場所に移動する。

#### ウ 通信の統制

災害発生時には各種通信の混乱が予想される。そのため、それぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。また、村等は、災害時の無線局運用時において通信輻輳により生じる混信等の対策のため、通信運用の指揮要員等を災害現地に配置し、通信統制等により通信の運用に支障をきたさないよう努めるものとする。

# (ア) 通信の統制の原則

携帯型・可搬型無線機からの通信は、すべて災害対策本部に対して行うものとし、下記の項目に基づき行うものとする。

- a 重要通信の優先の原則(救助、避難指示等重要性の高い通信を優先)
- b 統制者の許可の原則(通信に際しては、統制者の許可を得る)
- c 子局間通信の禁止の原則 (子局間通信が必要な場合は、統制者の許可を得る)
- d 簡潔通話実施の原則
- e 専任通信担当者の設置(各子局には担当者を常駐させる)

#### 工 無線通信施設

災害により基地局用無線機が使用不能となった場合は、速やかに応急措置を講じ、通信の確保を図る。

- (ア) 防災行政無線(移動系)
  - a 無線設備保守要員(業者)に依頼し、応急措置を実施する。
  - b 基地局用無線機の機能が回復するまでの間、携帯無線機を代用として運用する。
  - c 防災相互無線を使用し県、他市町村等との通信を確保する。

#### (イ) 消防無線

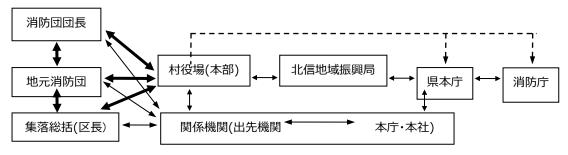
- a無線設備保守要員(業者)に依頼し、応急措置を実施する。
- b 消防局各基地局が機能を失った場合、各基地局の機能が回復するまでの間、情報指令課配備の無線機を代用として運用する。
- c衛星地球局設備保守要員(業者)に依頼し、応急措置を実施する。
- (ウ) 県防災行政無線

県があらかじめ協定を締結している業者に依頼し対処する。

# (3) 通信連絡系統

県から伝達される各種災害通信は、県防災行政無線により受信し、状況により必要と認める各課等に伝達する。村長は状況により必要と認めたときは庁内放送を通じて全職員に情報を周知徹底するほか、各出先機関にも周知徹底を図る。災害時の災害対策本部を中心とする通信連絡系統は、図 3-3-1 のとおりである。

#### 図 3-3-1 通信連絡系統



(消防本部、警察署、電力会社等)

#### (4) 通信途絶時における措置

## ア 非常電報等の利用

(ア) 非常電報及び緊急電報

東日本電信電話株式会社が事前に指定した番号に申し込む。

#### イ 非常用無線装置等の利用

株式会社NTTドコモ長野支店に対し、県災害対策本部を通じて非常用移動基地局車、非常用移動 電源車等の派遣を要請する。

## 2. 連絡体制の確立

(1) 県と村の間の情報活動の緊密化

情報の収集及び伝達は、県災害対策本部と災害対策本部相互間のルートを基本として警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。

## (2) 連絡担当者

#### ア 本部事務局

災害時の関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、本部事務局に連絡担当者を置く。責任者は総務課長とし、各部及び関係機関相互の通信連絡を総轄する。

#### イ 各班

各班は、本部員及び本部事務局との連絡を強化するため、班毎に連絡調整担当者を置き、必要に応じて本部事務局に派遣して連絡・調整にあたる。

## (3) 本部連絡員の派遣

防災関係機関は、災害対策本部との連携強化のため、災害対策本部長の要請があった場合、連絡対応者 (関係機関連絡員)を本部事務局に派遣する。本部連絡員は、業務用無線機等の有効な通信手段を可能な 限り携行し、所属機関との連絡にあたる。

## 3 気象情報及び警報等の収集・伝達

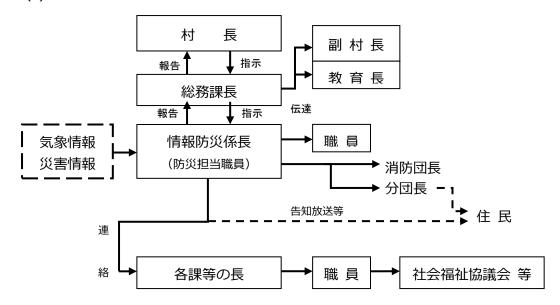
## (1) 伝達系統

気象予警報を迅速かつ的確に伝達する体制を以下のとおりとする。可能な限り要配慮者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。

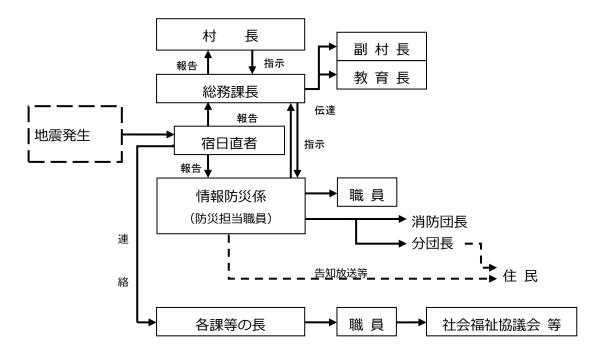
ア 伝達系統

#### 図 3-3-2 気象情報の伝達系統

#### (ア) 勤務時間内の場合



## (イ) 勤務時間外の場合



## イ 村民への周知の特例

霜注意報に関しては、報道機関の放送等により村民への周知とすることができる。

ウ 注意報解除の特例

注意報の解除の時点において、特に伝達の必要のないものに関しては、解除の伝達を省略することができる。

- (2) 警報の種類・発表基準
  - ア「気象業務法」に基づく警報等
  - イ「水防法」に基づく警報等
  - ウ「消防法 |に基づく警報
- 上記 (ア) ~ (ウ) の各警報の種類・発表基準は、[資料 C-1]に示す。
- (3) 気象等の予報、警報等の発表・切替・解除

気象等の予報、警報等の発表、切替及び解除する機関は次のとおりとする。

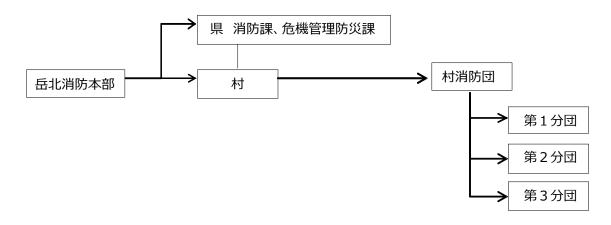
なお、気象注意報及び警報が発表された後において、その種類や内容の一部又は全部が更新されて発表された場合には、先に発表されたものは自動的に切替えられ、解除されるまで継続する。また、水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、大雨・洪水の注意報及び警報をもってこれに代える。

#### 表 3-3-3 警報等の発表機関

警報等の種類	発表機関名	対 象 地 区	
気象注意報			
気象警報		県全域又は一部	
気象情報	長野地方気象台		
洪水注意報			
洪水警報			
洪水注意報	長野地方気象台	国土交通大臣が協議して定めた	
洪水警報	国土交通省	河川	
- 1、17七 荷女土口	国土交通省	国土交通大臣が指定した河川	
水防警報	関係建設事務所	知事が指定した河川	
火災気象警報	長野地方気象台	県全域又は一部	
火災警報	市町村長	各市町村全域	
土砂災害警戒情報	長野地方気象台、長野県	各市町村全	

## (4) 消防本部による警報発令

## 図 3-3-3 火災警報発令系統図



# ア 警報の伝達及び周知

# (ア) 消防本部

県消防課、危機管理防災課へ報告後、庁内放送で各署所へ周知し、市町村役場・警察署・報道機関へ通報すると共に次の広報を行う。

## (1) 村

消防団長及び団員等に伝達するほか、関係機関に伝達し、消防本部が広報活動を行わない地域の村民に周知する。

- a 音声告知放送等で伝達する場合は、必要により統一した放送文で放送を行い、村民に周知する。
- b 消防団は、警鐘楼又はサイレン所在地から規定されている消防信号の打鳴を行う等、村民に周知する。

- c 村役場、消防団本部前等の見やすい位置に下記に示す掲示板を掲示する。
- d 消防団長が必要と認める場合には、ポンプ車又は広報車等により区域内の村民に周知する。警報発令時の掲示板

#### (ウ) その他の機関

警察署・報道機関は、消防本部から通報を受けて、それぞれの立場から可能な範囲で広報を行い・村民に周知する。

## イ 火災予防広報

異常気象時の火災予防広報は、警報の発令時の伝達と併せて、また発令中に行う。内容は次のものによる。

- (ア) 火の使用制限
- (イ) 広報宣伝

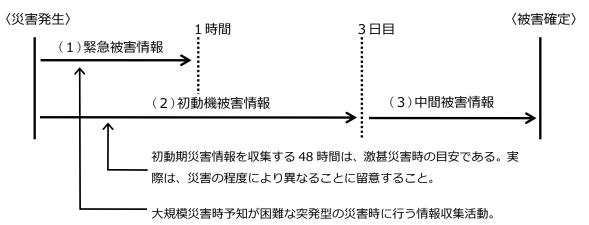
## 4 災害規模の早期把握のための活動

- (1) 村が主体となって行うこと
  - ア 災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。
  - イ 消防団等の巡視活動等を通じ、被害状況の早期把握を行うものとする。
  - ウ 大規模な災害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機等による目視、撮影等 による情報収集を行うものとする。
  - エ 必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。

## 5 災害情報の時系列収集区分

災害情報の収集活動を災害発生からの時間経過に応じ、以下のように区分して行うものとする。特に大規模な災害については、緊急性が求められる情報を優先的に収集するものとする。

## 図 3-3-4 災害情報の時系列収集区分



#### (1) 緊急災害情報の収集

緊急災害情報は大規模地震等、予知が困難な突発型の災害が発生した場合に災害発生から概ね1時間

以内に把握する情報と位置づける。被害を大局的に把握し、迅速な広域応援、自衛隊派遣要請の要・不要の 判断等に用いることを第一のねらいとする。

ア 災害対策本部 (又は総務課) は、表 3-3-4 に示すような概略的な災害情報を収集する。

#### 表 3-3-4 緊急災害情報

収集	収集事項		以集元
	人的被害		役場庁舎周辺情報
	公的施設被害		地区拠点(秋山地区等)周辺情報
□ 火災状況 □ 広域消防本部・消防団情報		広域消防本部·消防団情報	
□ 住家被害状況 □ 自主防災組織・村民提供情報		自主防災組織·村民提供情報	
□ 地盤の変化 □ 自主防災組織・村民提供情報		自主防災組織·村民提供情報	
	□ 気象地震情報		テレビ・ラジオ・インターネットのモニター
			長野県震度情報ネットワーク
			広域消防本部情報
	他市町村被害情報 		他市町村発信情報(県防災行政無線・消防無線県内波)

イ 各地区は、村民・自主防災組織と協力して地区内の被害情報を集約し、災害対策本部に報告 するものとする。

#### (2) 初動期災害情報の収集

初動期災害情報は、大規模災害が発生した場合に、緊急性の高い応急活動の速やかな実施と迅速な広域 応援、自衛隊派遣要請の要・不要を判断するため情報とする。そのため混乱した状況にあるなかであっても、情報の正確性を高めるよう努めるものとする。

- ア 初動期災害情報の内容
  - 初動期災害情報の収集内容を目的別に以下に示す。
- (ア) 人命救助に係る情報の収集
- (イ) 火災・延焼に係る情報の収集
- (ウ) 自衛隊災害派遣要請に係る情報の収集
- (I) 広域応援要請に係る情報の収集
- ウ 初動期災害情報の収集先

初動期災害情報の収集先とその内容は、以下のとおりである。

#### 表 3-3-5 初動期災害情報の収集先と内容

		情報収集先	情報の内容	
	(1) (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4			けが人・生き埋め・死者数の概括情報
□   1)   警察情報			道路交通情報•交通規制情報	
		□ 火災·延焼情報 □ 危険物漏洩情報		火災·延焼情報
	│		危険物漏洩情報	
		)月 沙  再牧 		ガス漏れ情報
			救急・救助活動情報	
	3)	建設事務所情報		河川被害情報

			道路·橋梁被害情報			
			崖崩れ、崩壊危険箇所情報			
□ 4) 職員参集時収集情		建物倒壊・火災等 居住地区及び参集ルート周辺の被害情報				
		報	避難等、村民行動情報			
			避難所開設情報			
			地区内の災害情報			
	5)	各地区情報	避難等、村民行動情報			
			避難所開設情報			
	6)	ライフライン情報	電気・ガス・水道・下水処理施設・NTT・鉄道事業者からの被害情報			
	6)	プイププイプ1月報 	と復旧情報			
	71	   庁内各部情報	各部が収集した被害情報			
	□   7)   庁内各部情報 		各部の初動対応状況			
	0)	(4) 士町++対内宝/11まわ	他市町村の被害概況情報			
	□   8)   他市町村被害情報		広域幹線道路等の被害情報			

# (3) 中間災害情報の収集

各部は、災害発生から概ね3日目以降若しくは各部の活動が軌道にのった時点で、毎日17時までの災害情報を集計し、20時までに本部事務局へ報告するものとする。被害状況の調査は、表3-3-6に掲げる各部・機関が実施する。また家屋被害調査等の専門的な知識を必要とする調査や、人員の不足により村独自の調査が困難な場合は、表中の協力機関に対し応援を求めるものとする。

表 3-3-6 中間災害情報の調査事項と担当等

担当	調査事項	協力機関
	水害等速報	北信建設事務所
	火災速報	岳北消防本部
		東日本旅客鉄道㈱森宮野原駅(飯
	. 八 <del></del>	山駅)
本部事務局関係(総務部関係)	公益事業被害	東日本電信電話㈱長野支店
		中部電力パワーグリッド㈱飯山営業所
	危険物等の事故による被害	LPガス協会
		岳北消防本部
	警察調査被害	飯山警察署
	上的五代合家的独家	北信地域振興局
	人的及び住家の被害 	飯山警察署
	医療施設被害	北信保健福祉事務所
住民部関係	社会福祉施設被害	北信保健福祉事務所、北信広域連合
	廃棄物処理施設被害	津南地域衛生施設組合
	感染症関係被害	北信保健福祉事務所
	教育関係被害	北信教育事務所
	農地·農業用施設被害	北信地域振興局
	農・畜・養蚕・水産業被害	北信農業農村支援センター、家畜保健 衛生所、食肉衛生検査所、水産試験 場、ながの農業協同組合、北信地域振 興局
	商工関係被害	北信地域振興局、栄村商工会
建設部関係	観光施設被害	栄村秋山郷観光協会、栄村商工会
连成即例	林業関係被害	栄村森林組合
	都市施設被害	(一社)長野県建設業協会
	公共土木施設被害	北信建設事務所
	土砂災害等による被害	北信建設事務所
	上水道施設被害	北信地域振興局
	生活排水処理施設・設備被害	北信地域振興局

## 6 被害報告

#### (1) 県に対する報告

村は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む)、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、村は、住民登録の有無にかかわらず、村内で行方不明となった者について、長野県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省)又は県に連絡するものとする。なお、「災害対策基本法」第53条に基づく県への被害報告について、以下のア〜エに必要な事項定める。

#### ア 報告の種別

#### (ア) 概況速報

災害が発生したとき(以下、エ 報告すべき災害に示す)、その他異常と思われる事態(大量の 11 9 番通報等)が発生したときは、直ちにその概況を報告する。(日時・場所・原因・被害の概要等を報告するものとする。)

(イ) 被害速報(随時)

災害が発生したときから応急措置が完了するまで報告する。

(ウ) 定時報告

可能な限り最新の被害状況を把握し、報告するものとする。

(I) 被害中間報告

被害状況を収集し、可能な限り最新の被害状況を把握し、逐次報告するとともに、先に報告した事項に 変更のあった場合は、その都度変更の報告をする。

(オ) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害状況が数量的に確定したときに報告する。この報告は、災害復旧の基礎となるものであるから、正確を期すること。

#### イ 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、県地域防災計画資料編のとおりとする。

#### ウ 連絡系統

- (ア) 被害状況等の連絡系統及びは、表 3-3-7 に示す第1連絡者とする。
- (4) 通信の途絶や緊急を要する場合には、第2連絡者(発災直後の概況報告は、県消防課、危機管理 防災課に報告)、その後、連絡が可能になった時点で北信地方事務所等の機関に報告する。

#### エ 報告すべき災害

- (ア)「災害救助法」の適用基準に合致するもの
- (イ) 村が災害対策本部を設置したもの
- (ウ) 災害による被害に対し、国の特別の財政援助を要するもの
- (I) 地震が発生し、村内で震度4以上を記録したもの
- (オ) その他の災害の状況、社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

#### オ 知事に対する要請事項

災害発生報告又は被害報告の通報とともに、知事に対し要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定

める必要事項を具備して要請する。

# カ 応急対策活動情報の連絡

村は、応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を県に連絡する。また、県から、県が実施する応急対策の活動状況等の連絡を受ける。

# 表 3-3-7 災害情報連絡系統

	災害情報項目	第1連絡者	第2連絡者	第3連絡者	報告様式
速	火災速報	北信地域振興局 総務管理課	県消防課、 危機管理防災課		様式第 19 号
報等	水防情報	北信建設事務所 飯山事務所			
	概況速報		県消防課、		様式第1号
人的	り及び住家の被害	北信地域振興局	危機管理防災課	総務省	様式第2号
避扣	旨示等避難状況	地域政策課	[夜間の場合] 県庁交換室(守衛)	消防庁	様式第2-1号
社会	会福祉施設被害	北信保健福祉事務所	県介護支援課 県障がい者支援課 県健康福祉政策課		様式第3号
農地害	也・農業用施設被	北信地域振興局 農地整備課			   様式第5号 
農・	畜•水産業被害	北信地域振興局 北信農業農村支援セン ター			様式第5号
林美	<b>美関係被害</b>	北信地域振興局 林務課			様式第6号
公共	 t土木施設被害	北信建設事務所	県河川課		様式第7号
水道	<b>道施設被害</b>	北信地域振興局環境課	県水大気環境課		様式第9号
廃勇	<b>東物処理</b>	北信地域振興局環境課	県資源循環推進課		   様式第 10 号
個別	浄化槽施設被害	北信地域振興局環境課	県生活排水課		   様式第 10 号
農業集落排水処理施 設被害		北信地域振興局農地整備課	県生活排水課		様式第 10 号
感	2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2	北信保健福祉事務所	県感染症対策課		様式第 11 号
医别	· 療施設被害	北信保健福祉事務所	県医療政策課		様式第 12 号
商工関係被害		北信地域振興局 商工観光課	県産業政策課、 県経営・創業支援課		様式第 13 号

観光施設被害	北信地域振興局商工観光課	県山岳高原観光課、 観光誘客課	様式第 14 号
教育関係被害	北信教育事務所	北信教育事務所 県教育委員会関係課	様式第 15 号
危険物等の事故による	北信地域振興局		様式第 19-2 号
被害	地域政策課		

#### (2) 突発的災害に係る報告

岳北消防本部は、突発的災害(航空機の墜落や列車の転覆、ガス爆発などの事故)により多数の死傷者を 伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合は、次の事項を明らかにし、直ちに県危機管 理防災課及び消防庁応急対策室へ報告するものとする。

- ア 発生日時、場所
- イ 被害の状況
- ウ 応急対策の状況
- エ 県内消防相互応援隊及び緊急消防援助隊等の必要性 (派遣を必要とする場合には、必要人員、必要な援助活動などを明らかにすること。)
- (3) 関係機関に対する連絡

村は、被害の情報を収集し、必要に応じ、消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。

# 7 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる村担当部および機関が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。村は、被害が甚大である等、村において被害調査が実施できないときは、次表に定める協力機関等に応援を求めるものとし、協力機関等は速やかに必要な応援を行うものとする。また、村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

# 表 3-3-8 被害状況等調査の責任機関及び協力機関

調査事項	担当部 · 機関	協力機関
概況速報 (収集できた範囲で)	総務部	北信地域振興局総務管理課
人的被害	総務部	北信地域振興局総務管理課
住家及び非住家被害	住民部	北信地域振興局総務管理課
避難勧告·指示等避難状況	総務部	北信地域振興局総務管理課
社会福祉施設被害	住民部	北信保健福祉事務所
農業被害	Z∌≡Љ☆∏	北信農業農村支援センター
辰未恢 <b>古</b>	建設部	長野家畜保健衛生所
農地・農業用施設被害	建設部	北信地域振興局農地整備課
林業関係被害	建設部	北信地域振興局林務課
公共土木施設被害(土砂災害による被	建設部	北信建設事務所
害)	<b>建</b> 取副	国土交通省関係機関
都市施設被害	建設部	北信建設事務所

水道施設被害	建設部	北信地域振興局環境課	
廃棄物処理施設被害	住民部	北信地域振興局環境課	
農業集落排水処理施設被害	建設部	北信地域振興局農地整備課	
個別浄化槽被害	建設部	北信地域振興局環境課	
感染症関係被害	住民部	北信保健福祉事務所	
医療施設被害	住民部	北信保健福祉事務所	
英工即 <i>区</i>	7キ=ハウロ	商工会	
商工関係被害	建設部	北信地域振興局商工観光課	
観光施設被害	建設部	北信地域振興局商工観光課	
教育関係被害	住民部	北信教育事務所	
村有財産被害	総務部	北信地域振興局地域政策課	
公益事業被害	鉄道・通信・電力・ ガス等関係機関	北信地域振興局地域政策課	
火災被害	総務部	岳北消防本部	
		消防団	
危険物等の事故による被害	総務部	県危機管理防災課	
		岳北消防本部	
水害等速報	総務部	国土交通省千曲川河川事務所	
小古守还知	建設部	北信建設事務所	

# 8 被害状況等の認定基準

被害の程度区分の認定は、県計画に準じ、法令等に特別の定めがある場合を除き、表 3-3-9 のとおりとする。

# 表 3-3-9 被害の認定基準

項目	認定基準
五之	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は、死体を確認することがで
死者 	きないが、死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、「重傷
重傷者·軽傷者	者」とは、1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で
	治療できる見込みの者とする。
   住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどう
1生3代	かを問わない。
	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神
非住家	社、仏閣等は非住家とする。但し、これらの施設に常時人が居住している場合
	には、当該部分は住家とする。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の
住家全壊	床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住
(全焼・全流出)	家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、そ
	の住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

住家半壊(半焼)	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、 具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のも の、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割 合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。但し、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊に該当しないが土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
田畑流失	田畑の耕土が流失し、田畑の原形を留めない程度のものをいう。
田畑埋没	土砂が堆積し、田畑の原形を留めない程度のものをいう。
冠水	作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合をいう。
り災世帯	災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り災者	り災世帯の構成員とする。

#### 9 広報活動

災害時及びその直前における広報活動は、社会秩序の維持、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の 安定を図るとともに、被災地の村民等の適切な判断と行動を助け、村民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、村民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられる ため、適切な対応を行える体制を整備する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

## (1) 情報収集活動

原則として本部事務局・各部からの情報を主体に広報活動を行うが、災害直後は総務部独自の情報収集活動を行い、関係部・機関と連携しながら必要な広報活動を行う。

ア 広報担当及び情報収集担当は、他の部課及び県との連絡を密にし、災害情報及び被害情報を迅速、正確に収集して広報の体制を整えるものとする。

イ 広報担当は、被災地の状況を写真、ビデオなどで取材するものとする。

#### (2) 広報内容

災害発生の前後において提供されるべき災害情報の内容及び留意点について定める。(気象、地象、水象に関する情報、道路交通状況、交通機関の状況、電気、ガス、水道の状況、その他人心の安定及び社会 秩序保持のための必要事項等)

#### ア 災害発生前(災害警戒本部設置時)

台風の接近、集中豪雨の警戒宣言発令等で、災害の発生が予想される場合には、予想される災害、避難のための情報等について、村から直接的に広報することが混乱防止や危険回避に重要であるため、迅速かつ的確に対処するものとする。

#### イ 災害発生直後から初動活動期(概ね48時間)

災害発生直後は、表 3-3-10 に示す混乱防止情報、生存関連情報を重点的に提供する。

# 表 3-3-10 災害発生直後から初動活動期に広報する内容

広報する災害情報の内容			
【混乱縮小のための情報】			
(1)			村民が状況を判断できるための情報
		1	災害の規模・範囲・内容、地震情報等
		2	概括的な被害状況
			ライフライン関連情報(電気・ガス・水道・電話等)
			道路関連(交通規制)情報
			鉄道・バス運行状況
(2)			救援活動状況の情報
		1	救援活動情報
		2	人命救助の協力呼びかけ
		3	全国からの救援の状況
(3)			二次災害防止情報
		1	出火防止情報(初期消火、ガス・電気施設等の緊急措置)
		2	土砂災害(地すべり・斜面崩壊)の警戒呼びかけ
		3	余震に関する注意の喚起
(4)			一般的な避難情報(避難勧告とは区別)
		1	避難場所の情報
		2	避難時の注意(一般的避難経路・携行品・危険区域等の情報)
		3	災害弱者(難聴者・移動困難者等)への支援呼びかけ
		4	避難時の車の使用制限
(5)			応急対策実施状況
		1	行政の対応状況
		2	消防団・自主防災組織・防災関係機関等の対応状況
(6)			その他
		1	遺体安置(場所)情報
		2	民心安定のため村民に対する呼びかけ
【生存	<b>ア関連</b>	青報】	
(1)			医療情報
		1	医療機関の受入情報
		2	臨時開設された医療施設・救護所情報
		3	専門医療(人工透析等)医療機関情報
(2)			水食料の物資情報
		1	水の拠点配給場所
		2	物資等の配給場所
		3	救援物資等の受入情報

# ウ 生活の再開時期

災害の拡大するおそれがなくなった時点から村民の生活が再開してゆくが、その程度は、個々の被災の程度で

異なる。そのため提供する各情報については、村民が必要とする情報の変化に留意するとともに、情報の性格に 合わせた的確な広報手段を用いるよう努めるものとする。

# 表 3-3-11 生活再開時期に広報する内容

広報す	る災害	情報	
【生活関連情報】			
(1)			ライフライン復旧情報
		1	ライフライン施設の復旧状況(回復までの日数)
		2	代替燃料・機器に関する情報
(2)			交通•道路情報
		1	鉄道・バス等の復旧情報
		2	道路情報(交通規制·復旧情報)
		3	代替交通機関の情報
(3)			生活の基礎情報
		1	店舗営業·浴場情報
		2	避難所・地域での生活情報
		3	通常の行政サービス情報
		4	医療情報(病院・診療所・臨時救護所)
		(5)	各種相談窓口情報
(4)			教育関連情報
		1	学校の休校・再開情報
(5)			災害時の行政施策情報
		1	住宅関連情報
		2	り災証明・義援金関連情報
		3	倒壊家屋・ガレキ処理関連情報
		4	各種貸付融資制度関連情報
		(5)	都市計画関連情報
		6	各種式典関連情報
		7	経済活動支援関連情報
		8	見舞金・弔慰金等の支給関連情報
		9	各種減免・軽減・延期措置情報
		10	復興関連情報
		11)	二次災害防止啓発関連情報
(6)			その他

## (3) 広報手段

村民等は各人がそれぞれ情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。また、情報伝達にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネットポータル会社等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

# ア 無線放送による広報

(ア) 無線防災行政無線(移動系)、防災関係機関所属の無線を利用した非常通信、簡易無線・アマチュア無線、臨時災害 FM 放送局よる非常通信

#### イ 音声告知放送等による広報

音声告知放送等による広報に関しては、広報文例をあらかじめ用意し、簡潔な内容で繰り返し広報する。 上記の無線放送による広報についても同様に留意する。

#### ウ サイレン、警鐘

警報、火災の発生の通報

#### エ 広報車による広報

災害発生前の村民への呼びかけや避難誘導等、必要に応じて放送機材を搭載した車両、消防車等を出動させ、広報を行う。

#### オ 個々の職員による広報

- (ア) 災害当初、地区拠点・避難所等の応急対策現場の職員は、その所属に関係なく、収集した情報を掲示板への張り出し等により村民に提供する。
- (イ) 各職員は、広報紙・メモ等を携帯し、村民の問合せ等に対応できるようにする。

#### カ 広報紙による広報

文字情報としての広報紙は、行政施策等の複雑な情報を広報する手段として非常に有効である。そのため発行期間の短縮化と発行部数及び配布ルートの確保に努める。

#### キ 報道機関を通じた広報

災害直後は、各報道機関との連携を図り、Lアラート等を活用した迅速で確実な広報を行うために、積極的に情報提供を行うこととする。また各媒体の性格に応じた情報提供を行うこととする。

#### (ア) ラジオ、テレビによる広報

速報性や同時性を生かした広報を行う。また場合によっては、障がい者、外国人等に配慮した情報提供に 努めるよう協力を要請する。

- a ラジオ 日本放送協会長野放送局、長野エフエム放送株式会社
- b テレビ 日本放送協会長野放送局、信越放送株式会社、株式会社長野放送、株式会社テレビ信州、 長野朝日放送株式会社、長野エフエム放送株式会社

## (イ) 新聞等

広報紙と同様に複雑な情報を広報できる、特に発災当初から村独自の広報紙の配布体制が整うまでの間は、その役割を代行してもらえるよう要請するものとする。

#### ク 航空機による広報

必要に応じて、放送設備を有する航空機を保有する機関及び団体に応援を求め、若しくは当該航空機を借上げて、上空からの広報を実施する。

#### ケその他

必要に応じて、FAXサービス、緊急メール配信、インターネットホームページ(村ホームページ)等による広報を行い、最新情報を公開する。また、村外避難者への情報提供や被災地外の救援の呼びかけを常時行えるよう整備を図る。自動車等を使用している者に対しては、道路情報提供装置等を活用して周知する。

#### (4) 報道機関との連携

ア報道機関による取材の統括的な窓口は、総務部が対応する。

- イ 災害対策本部の記者発表は、災害対策本部長、災害対策副本部長、総務部長が対応する。
- ウ 各部、各地区拠点に関する取材に対しては、原則として各部、各地区拠点の対応とする。
- エ 避難指示等の緊急送出要請

(NHK·SBC·NBS·TSB·ABN·FM長野·ケーブルTV)

(ア) 法令に基づく放送送出

避難命令等については、県に「災害時における放送要請に関する協定」に基づく放送の送出を要請する。その場合、県から各放送局へ要請を行うが、緊急の場合は直接各放送局にその旨を伝えるものとする。

また、「災害対策基本法」等の法令に基づき、関係機関から警報、避難命令等について放送放出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送局は速やかに放送を実施する。

法令に基づく放送放出要請機関は次のとおりである。

- a 県(危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室)及び市町村
- b長野地方気象台(NHK・SBC・NBS・TSB・ABNに通知)
- c 日本赤十字社(長野県支部)

## オ 経費負担区分

- (ア) 村がラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時において、その都度協議して定める。
- (イ) 報道機関から災害記録写真を収集する場合に要する経費は、村が負担するものとする。
- (5) 外部機関からの広報事項の受領

外部機関から災害対策等に関する事項について、村の広報媒体の活用による広報を依頼された場合は、これを 受領しその広報に必要な媒体を活用するものとする。また、村以外の広報媒体を活用しなければならないときは、そ の都度関係機関と協議するものとする。

(6) 自主防災組織等との連携

発災から時間の経過とともに村民の情報ニーズが変化してゆくことから、自主防災組織や避難所運営委員会は それらの動向を把握して災害対策本部に伝えるとともに、広報紙の配布や掲示板への張り出し等に協力するものと する。

(7) 災害記録の収集・保存

広報資料は、カメラ・ビデオカメラ・デジタルカメラ等を用いて収集する。一連の災害が終息した後は、災害資料として保存に努め、必要に応じて記録集等を作成する。また、報道関係の撮影したものについて提供を依頼するものとする。

#### (8) 村が実施する対策

- ア 被災者のニーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフライン や交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に 関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設 住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。
- イ 被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に 配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に 関する情報については、テレビ、携帯ラジオ等のほか、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされ るよう努めるものとする。

- ウ 国の非常本部等(「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう)、県、指定行政機関、公共機関 及び村は、情報公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとるものとする。
- エ 被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

# 10 広聴活動

災害後あるいは、災害の状況が沈静化し生活再開期に入った時点で、村は災害後の村民の意識やニーズを把握するため、被災者の生活相談や援助業務等の広聴活動を開始し、民生の安定を図るともに、応急対策や復旧活動に村民の要望等を反映させていく。

- (1) 広聴活動の留意事項 村民の問合せ等には、職員一人ひとりが広聴担当という気構えで対応するよう努める。
- (2) 臨時災害相談窓口の設置
  - ア 必要に応じ、発災後速やかに村民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口「臨時災害相談窓口」の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行うものとする。 また、各地域の広聴活動は、避難所運営委員会等の協力を得て実施するものとする。
  - イ 臨時災害相談窓口等で収集した情報は、毎日集約を行い、同日 18 時までに災害対策本部に報告するものとする。
- (3) 専門相談窓口の開設

災害によって生じる法律問題など、専門的な相談に対処するため、弁護士会や建築士会等の関係団体の協力を得て以下に示すような相談窓口を開設するものとする。

- ア 借地・借家関係の法律相談
- イ 登記手続きなどの土地建物の登記相談
- ウ 減免などの税務相談
- エ 雇用保険などの社会保険に関する相談
- オ 住宅の応急修繕に関する相談

# 第4節 広域応援要請活動

(実施担当:総務課・消防本部)

災害の規模が大きく、村単独では応急対策の実施が困難な場合に、県、他市町村、民間、自衛隊及び防災関係機関等への応援の要請について必要な事項を定める。

また、村は、大規模な災害が発生した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

#### 1 応援要請

- (1) 村長が行う応援要請(消防以外に関する応援要請)
  - ア 他市町村に対する応援要請(別図2参照)

村長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害 状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、速やかにブロックの代表市町村等に応援を要請し、その旨を知事に連絡する。応援を要請する際は、次の事項を明確にしておく。

- (ア) 応援を求める理由及び災害の状況
- (イ) 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- (ウ) 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- (エ) その他必要な事項
- イ 県に対する応援要請等

村長等は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定により、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

ウ 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 29 条及び第 30 条の規定により、職員の派遣の要請、又はあっせんを求める。

#### (2)消防に関する応援要請

ア 県内市町村に対する応援要請

村長又は岳北消防本部消防長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己の持つ消防力のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、「長野県消防相互応援協定」に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

#### イ 他都道府県への応援要請

村長は、この「長野県消防相互応援協定」に基づく県内の他市町村からの応援を受けても 十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第 44 条の規定による他都道 府県からの消防の応援を知事に要請する。

- (ア) 緊急消防援助隊 (緊急消防援助隊の編成及び施設の整備に係る基本的な事項に関する計画による。)
- (イ)「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの応援
- (ウ) その他、他都道府県からの消防の応援

## (3) その他の相互応援協定等

各協定等に基づき、応援要請又は応援活動を行う。

#### 表 3-4-3 指定地方行政機関に対する職員派遣要請

要請先	要請の内容	要請時に明らかにするべき事項		根拠法令等
		1	派遣を要請する理由	災害対策基本
指定地方行政機指定地方行政機関の長関職員の派遣	2	派遣を要請する職員の職種別人員		
	3	派遣を必要とする期間	法第 29 条	
		4	その他必要事項	

#### 表 3-4-4 消防機関に対する応援要請

応援協定名称等	要請種別	要請先
	第1要請	岳南広域消防本部
長野県消防相互応援協定 ※	第2要請	岳南広域消防本部以外の北信地域の 消防本部
	第3要請	北信地域以外の消防本部
緊急消防援助隊 ※	-	
大規模災害時における広域航空消防実施要項	-	
岳北消防本部による近隣自治体との相互応援協定	-	上越地域消防事務組合
	-	十日町地域広域事務組合
	-	吾妻広域町村圏振興整備組合
その他都道府県からの消防の応援	-	

## 2 応援体制の整備

## (1)情報収集及び応援体制の整備

村(以下「応援側」という。)は、大規模災害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等(以下「要請側」という。)から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

## (2)指揮

応援側は、要請側の指揮のもとで、緊密な連携を図りながら、応援活動を実施する。

## (3) 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

## (4) 自主的活動

応援側は、通信の途絶により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応 援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

## 3 受援体制の整備

- (1) 円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておく。また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。
- (2) 緊急消防援助隊を要請の際の受援は、「長野県緊急消防援助隊受援計画」により体制整備する。

## 4 経費の負担

- (1) 国から村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市町村から村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)
- (2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協 定に定められた方法による。

# 第5節 ヘリコプターの運用計画

(実施担当:総務課)

災害時には陸上の道路交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策について、村は県の協力を得て、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

## 1 活動内容に応じたヘリコプターの選定

消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じてヘリコプターを選定、要請する。

## ヘリコプター選定基準

種別	機種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	映像放送
消防防災ヘリ	ベル 412EPI	15	0	0	0	$\circ$
県警へリ	ユーロコプター AS365N3	13	0		0	0
, 不言 ()	アグスタ AW139	17	0		0	0
広域航空消防応援へり	各種	各種	0	0	0	0
自衛隊へリ	各種	各種	$\circ$	0	0	
ドクターヘリ		6				

## 2 出動手続きの実施

- (1) ヘリコプターの出動要請に当たっては、次の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は口頭で要請し、 文書が必要な場合は後刻提出する。
  - ア 災害の状況と活動の具体的内容(物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離等)
  - イ 活動に必要な資機材等
  - ウ ヘリポート及び給油体制
  - エ 要請者、連絡責任者及び連絡方法
  - オ資機材等の準備状況
  - 力 気象状況
  - キ ヘリコプターの誘導方法
  - ク 他のヘリコプターの活動状況
  - ケ その他必要な事項
- (2) 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。
- (3) 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。
- (4) 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたる。
- (5) ヘリコプター要請手続要領

上記により、各種ヘリコプターの出動を要請する場合の具体的な手続きは別に定める。

ア 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。

※連絡用無線 消防デジタル無線(主運用波) 呼出名称「しょうぼうながのけんあるぷす1」

# 第6節 自衛隊に対する災害派遣要請

(実施担当:総務課)

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条第1項に基づき、県知事は、自衛隊の災害派遣を要請する。また、災害対策法第68条の2に基づき、村長は県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

## 1 派遣要請

#### (1)派遣の要請

#### ア 要請の要件

- (ア) 公共性 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
- (イ) 緊急性 差し迫った必要性があること。
- (ウ) 非代替性 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

## イ 派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における 部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

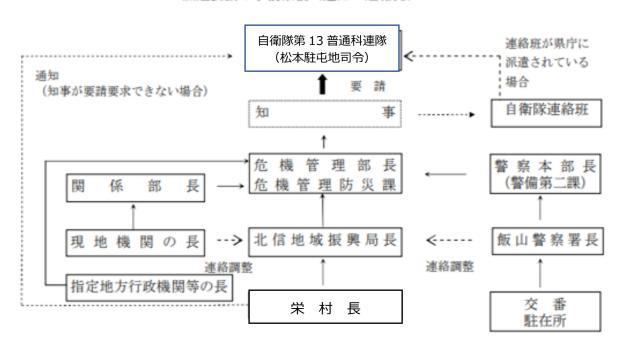
項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要がある場
近美Eの75をB0	合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
当院活動	利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場合は 航空
消防活動 	機)航空機、防火用具による消防機関への協力
   道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除
担始又は小路の合用	去
応急医療、救護及び防疫 被災者に対する応急医療、救護及び防疫	
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水
	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和
救援物資の無償貸与又は譲与	33年1月10日総理府令第1号)に基づく、被災者に対する生 活必需
	品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
   その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措
COUL	置
予防派遣	水害等を未然に防止するための措置を実施する。

## (2) 派遣要請手続

村長は、前記(1)の範囲内において自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、次により要請を求める。 ア 村長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって北信地域振興局長若しくは飯山 警察署長を通じ知事に派遣を求める。

- イ 村長は、アにより口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに北信地域振興局を通じ文書による要請処理をする。
- ウ 村長は、アの要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を第 13 普通科連隊長に通知する。また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。
- (3) 派遣要請理由等 要請に当たっては、次の事項を明らかにする。
  - ア 災害の情況及び派遣を要請する事由
  - イ 派遣を希望する期間、人員
  - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
  - エ その他参考となるべき事項

## 派遣要請の手続系統(通知・連絡先)



## 〈要請文書の宛先・連絡先〉

要請文書の宛先			
陸上自衛隊第13普通科連隊長 (松本市高宮西1年	陸上自衛隊第 13 普通科連隊長 (松本市高宮西 1-1)		
連絡先			
時間内 時間外			
第3科長 駐屯地当直司令			
NTT 0263-26-2766(内線 235)	NTT 0263-26-2766(内線 301)		
防災行政無線 1(庁内電話 731)-535-79	防災行政無線 1(庁内電話 731)-535-61		
FAX NTT 0263-26-2766(内線 239)	FAX NTT 0263-26-2766(内線 239)		
防災行政無線 1-535-76 防災行政無線 1-535-62			

## 2 派遣部隊との連絡調整

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県では自衛隊部隊の長と密接な連絡調整が行われるよう災害の状況

## によって次により区分している。

区 分	総括連絡調整者	現地連絡調整者
災害対策本部が置かれていない場合	危機管理部長	地域振興局長等
災害対策本部が置かれている場合	災害対策本部長	地方部長
現地災害対策本部が置かれている場合	災害対策本部長	現地本部長

- (1) 村が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。
- (2) 村長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告する。
- (3) 村は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資機材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

## 3 派遣部隊の撤収要請

村長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。

## 4 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として村が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1)派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資機材(自衛隊の装備に係るものを除く。)
- (2)派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料
- (3)派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (4)派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた(自衛隊の装備に係るものを除く。)損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要した経費で、負担区分に疑義のある場合は、県に調整を依頼して決定する。

# 第7節 救助・救急・医療活動

(実施担当:総務課・民生課・消防団・消防本部)

大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム(DMAT)及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

## 1 救出·救助·救急活動

(1) 消防団の活動体制

消防団は、地域における多数の負傷者及び要救助者の発生に対し、簡易救出用具(金てこ、ハンマー、のこぎり等)を有効に活用するとともに、地域住民、自主防災組織と連携して救助救急活動を行うものとする。消防団が行う救助・救急活動は、下記の原則に基づいて行う。

- ア 延焼火災を多発し、多数の救助・救急事象が発生している際は、火災現場付近を優先する。
- イ 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命危険が予測される建物等を優 先する。
- ウ 救命処置を要する重症者を最優先し、傷病者の迅速、安全な搬送を原則とする。
- エ 複数の救助・救急事象が発生した場合には、軽易な救助及び程度の軽い救急事象については、地域住 民等による自主的な活動で対応する。
- (2) 地域住民、自主防災組織、事業所等による活動体制

災害発生時においては、公的機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動がきわめて重要であることから、地域住民、自主防災組織、事業所等は協力して地域における災害時要配慮者の避難を行うとともに、被災者捜索、救助、傷病者の応急手当、応急救護所への搬送などの活動を行い、公的機関による防災活動に対し積極的に協力する。

- ア 負傷者等の早期発見
- イ 簡易救出用具等を活用しての救出活動
- ウ 傷病者の救出及び応急手当て、救護所等への搬送等の実施及び協力
- エ 地域内の被害状況等の情報収集、調査
- オ 自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める
- (3) 村が主体となって行うこと
  - ア 村長は、職員を動員し、負傷者等を救出する。
- イ 負傷者等の救助、救急活動要領は次による。
  - (ア) 火災現場付近優先の原則

規模が同じ程度の救助、救急事象が火災現場付近とその他の場所に併発した場合は、火災現場付近を 優先する。

(イ) 重傷者優先の原則

救助及び救急処置を必要とする重傷者を優先し、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせるとと もに、他の防災関係機関と連携のうえ救助、救急活動を実施する。

(ウ) 救助、救急効率重視の原則

同時に複数の救助、救急事態が発生した場合は、原則として少数隊員で多数の人命救助ができる事象に主力を注ぐものとする。

- ウ 村は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機(器) 材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。
- エ 村は、その区域内における救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常本部 (「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。)、現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
- オ 村長は、自ら負傷者等の救出活動を実施が困難な場合、次の事項を示して県に対し応援を要請する。
  - (ア) 応援を必要とする理由
  - (イ) 応援を必要とする人員、資機(器) 材等
  - (ウ) 応援を必要とする場所
  - (I) 応援を必要とする期間
  - (オ) その他周囲の状況等応援に関する必要事項
- (4) 村長の要請に基づき県が行うこと
  - ア 自衛隊の派遣要請
  - イ 消防機関の応援動員要請

### 2 医療活動

応急救護所を開設して軽症患者等に対する処置を行うとともに、あらかじめ指定した救護病院で重症患者及び中等症患者の処置及び受入れを行うため次の措置を講ずる。

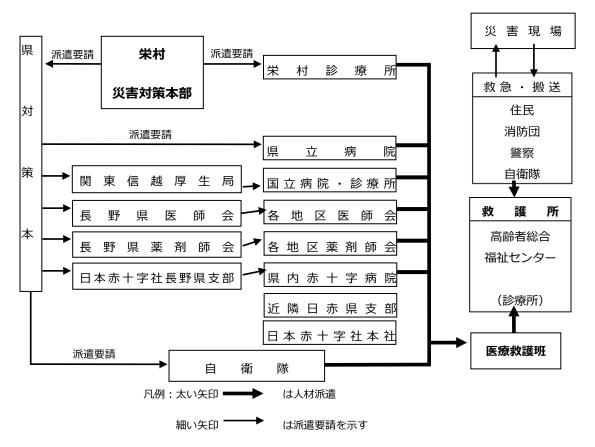
- (1) 岳北消防本部による活動体制
  - ア 被災地域の医師会・医療機関と相互の密接な情報交換を図り、負傷者等の収容能力の掌握に努める。
  - イ 現場の状況を把握するとともに収集した情報を、災害対策本部へ報告する。
  - ウ 市町村と連携して重症被災者の災害拠点病院への搬送を行うとともに、基幹災害医療機関・救急救命センター等への緊急輸送を県に要請する。
- (2) 村が主体となって行うこと
  - ア 災害が発生した場合は、「医療関係団体」と緊密な連携をとり、医療活動の万全を期するものとする。
  - イ 村は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、必要に応じ、その区域内の民間医療機関に対 し、医療活動の協力を求めるものとする。
  - ウ 村及び医療機関は、医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。また、飯山警察署に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する
  - エ 必要に応じて、広域後方医療関係機関(厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社)に対し、区域外の 医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。
- (3) 村が関係機関に要請すること
  - ア 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に 把握し、災害医療活動の準備を行う。
  - イ 被災地域内の医療機関等は、建築物、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、ライフライン事業者等に対し、応急復旧の要請を行う。
  - ウ 被災地内の医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他

の医療機関等に協力を求めるよう努める。

- エ 被災地域内の医療機関は、状況に応じ、災害派遣医療チーム(DMAT)等を派遣するよう努める。
- オ 日本赤十字社長野県支部は、医師を確保し災害派遣医療チーム (DMAT) 等を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの災害派遣医療チーム (DMAT) 等の派遣を要請する。
- カ 災害派遣医療チーム (DMAT) 等を編成した医療関係機関は、災害対策本部等にその旨報告するよう努める。
- キ 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな 搬送を行い、使用後の迅速な補充を図る。
- ク 長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救 急搬送等の医療救護活動を行う。
- ケ 公益社団法人長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護(「柔道整復師法」(昭和 45 年法律第 19 号)に規定された業務の範囲)を行う。

## (4) 医療救護

#### 図 3-5-1 医療救護活動体系図



#### ア 医療救護班の編成

災害時において、多数の傷病者が発生したとき、又は医療機関の被害等によりその機能が停止したとき、村は、村内の各医療機関に対して、医療救護班の編成及び派遣を要請する。また、地域内の医療体制で対応ができない場合は、県に対し医療救護班の派遣要請等必要な措置を要請する。

## イ 救護所の設置

医療救護活動を行うにあたり必要と認めるときは、救護所を設置する。また、医療救護本部を設置し、救護所及び救護病院の状況等を把握するとともに、必要な調整を行う。

#### (ア) 設置場所

以下に示すうちから、被災者にとって最も安全かつ交通便利と思われる場所を選定する。

高齢者総合福祉センター ・ 栄村(秋山)診療所 ・ 栄小学校体育館 ・ 旧東部小学校社会体育館

## (イ) 救護所の開設及び運営

救護所の開設及び運営は、住民福祉課長の指揮により医療救護班長が行う。

- a 災害が発生したときは、速やかに救護所を開設し、医療救護活動を開始する。
- b 災害発生直後の混乱期において医療スタッフがそろわないときは、自主防災組織の協力を得て臨機に対応するものとする。

#### ウ 医療救護活動

医療救護及び助産活動は、原則として医師の指示において実施する。また、災害の状況によっては、被災地等 を巡回し、医療救護を実施する。

#### (ア) 医療救護の範囲

救護所において行う医療救護は、次のとおりとする。

- a トリアージ(負傷者の程度選別)
- b 診察及び実施可能な応急処置(重症患者及び中等症患者への応急処置、軽症患者に対する処置の 看護師等への指示)
- c病院への収容連絡
- d 死亡の確認

#### (イ) 医療救護班の職務

医療救護班は、救護所において医師の指示により次の職務を行う。

- a 負傷者の程度の判定
- b 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- c 救急処置の実施
- d 救急活動の記録
- e 遺体の検案
- fその他必要な事項

#### (ウ) 活動の実施期間

医療救護及び助産活動の実施期間は、災害の状況に応じ住民部長が医師会等と協議し定める。

- (I) 救護病院の業務は次のとおりである。
  - a トリアージ
  - b 重症患者及び中等症患者の処置と受入れ
  - c広域搬送拠点への移送手配
  - d 死亡の確認
  - e 医療救護活動の記録及び災害対策本部への受入れ状況等の報告
  - fその他必要な事項

## (5) 重傷者の搬送体制

家屋倒壊等による負傷者が同時に多数発生することを想定し、災害発生直後の混乱期における傷病者の搬送は、次のとおり行う。

### ア 村民及び自主防災組織による搬送

医師の応急処置を必要とする傷病者の救護所への搬送は、家族、地域住民及び自主防災組織が協力して 行う。また、救護病院が至近距離にある場合は、重症患者、中等症患者の応急救護所から救護病院まで の搬送に協力する。

#### イ 救急隊による搬送

- (ア) 岳北消防本部救急隊は、多数の要救助者を認めたとき、主に救助活動と現場での応急処置に従事する こととし、搬送は村職員、警察官及び地域住民等の協力により行うこととする。
- (イ) 災害発生後2日間以内(48時間)における傷病者の搬送は、医師の指示による搬送を優先し実施する。
- ウ ヘリコプターによる搬送
- (ア) 緊急に高次治療が必要な傷病者の搬送は、防災関係機関のヘリコプターにより行う。ヘリコプターの要請等については、「第4節 広域応援要請活動」及び「第10節 緊急輸送応急対策」による。また、村内の救護 医療機関等だけでは治療・受入れすることができない重症患者を広域搬送する場合は、県に要請し、広域搬送拠点又は救護医療機関の最寄りのヘリポートまで、重症患者を搬送する。
- (6) 医薬品・資機(器) 材の確保

各医療救護班が医療・助産救護のために使用する医療器具及び医療品等が不足したときは、薬剤師会、薬局、その他医薬品・医療用資機(器)材取扱業者、県、日本赤十字社長野県支部及び各医療機関等に協力を要請し、調達により確保する。

(7) 村が県へ要請すること

村長は村での救護が困難な場合は、次の事項を明らかにし県へ要請する。

- ア 救護を必要とする傷病者数(内科・外科・助産等別の人員)
- イ 必要な応援班数
- ウ 救護期間
- エ 応援班の派遣場所
- オ その他必要事項(災害発生の原因等)
- (8) 村長の要請に基づき県が行うこと
  - ア 救護医療機関等への応援班の派遣並びに災害派遣医療チーム (DMAT) の編成及び要請
  - イ 日本赤十字社長野県支部からの輸血用血液の調達・斡旋
  - ウ 近隣薬剤師会への薬剤師等の確保及び派遣の要請
  - エ 村外の病院に対する重傷患者受入れ等の要請
- (9) 村民及び自主防災組織

軽度のものについては、自己及び助け合いにより処置する。

#### 3 惨事ストレス対策

- (1) 救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- (2) 消防本部等は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

# 第8節 消防·水防活動

(実施担当:総務課・消防団)

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。また、自らの消防力又は水防力のみでは十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

## 1 消防団活動について

## ア 消防活動の体制

栄村消防団は「栄村消防団の設置に関する条例」(昭和 46 年条例第 5 号)に基づく非常備組織であるが、 災害対策本部が設置された時は災害対策本部長の命により活動する。

#### イ 出動計画

(1) 出動

非常災害等緊急事態における出動は、災害対策本部長の命による。

(2) 救急救助出動

災害が発生し、多数の負傷者及び救助を必要とするものがあるときは災害対策本部長の特命により出動する。

(3) 消防団の出動区分

#### 表 3-6-1 消防団の出動区分

第1次出動	本部及び火災等発生地の分団
第2次出動	本部及び火災等発生地の分団とその他すべての分団

災害対策本部設置時で、同時多発災が発生した場合の出動は、各分団とも担当地区を第1次出動とする。第2次出動は災害対策本部長及び岳北消防本部消防長(非常災害警防本部)の指令により出動する。

- (4) 消防団の重点活動事項
  - ア 被害状況等の情報の収集と伝達
  - イ 消火活動及び救助活動
  - ウ 指定緊急避難場所の安全確保及び避難路の確保
  - エ 避難住民等の避難場所への誘導
  - オ 危険地域からの避難の確認
  - カ 自主防災組織との連携、指導、支援
  - キ 出火防止の広報

#### (5) 情報収集活動要領

ア 情報収集の時期

消防団及び消防本部は直ちに情報収集活動を開始する。

イ 情報収集の手段

消防団及び消防本部は、活動部隊等からの情報を間断なく収集するとともに、高所見張り、参集職員、警察官、 自主防災組織等あらゆる人々及び機関から積極的に収集する。

#### ウ 収集すべき情報

- (ア) 火災の発生場所及び火勢の状況、延焼拡大方向
- (イ) 人命救出、救助の必要の有無
- (ウ) 自主防災組織の活動状況
- (I) 道路損壊、橋の損壊及び消防車両等の通行可否
- (オ) 消防水利等の活用可能状況
- (カ) その他消防活動上必要な事項

#### 工 情報連絡体制

情報の収集又は通報のための通信は、「第3節 発災直後の情報の収集・連絡・広報活動 1.」に定める通信系統による。

#### (6) 火災防御要領

ア 避難地、避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地、避難路確保のための防御を行う。

イ 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に防御する。

ウ 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して防御する。

#### (7) 避難指示の伝達及び誘導

火災が各所において炎上拡大し、あるいは爆発による誘爆の危険又は有毒ガス等が流出し人的災害等が予想され、危険と判断した場合は、消防長又は栄分署長は地域住民等を早急に安全な場所へ避難させるための避難指示の伝達及び誘導を行う。

#### (8) 岳北消防本部との協力体制

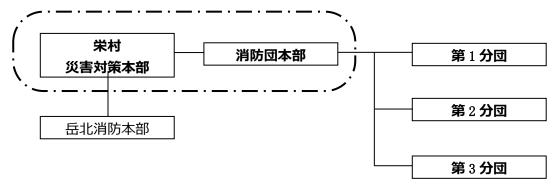
災害対策本部は広域消防本部と有機的な関係を保つとともに、災害の態様によっては分団単位で活動できる体制を確立する。災害対策本部設置時、団員はすみやかに非常配備体制に移行して任務を遂行する。

## (9) 応援出動

ア 岳北消防本部では、上越地域消防事務組合(昭和 55 年締結)、十日町地域広域事務組合(平成 10年締結)、吾妻広域町村圏振興整備組合(平成 11 年締結)との相互応援協定を結んでる。

イ 村境付近における火災は、応援協定によることなく消防団長の判断で出動するものとする。この場合、緊急やむ を得ない場合は消防団長の指令があったものとして出動することができる。

#### 図 3-6-1 非常災害時の活動体制



#### ③火災警報発令時の措置

火災警報発令時の火災は、一般防御計画による対処は困難が予想される。このため部隊の増強等、一般防御 計画を基本とし、いかなる火災にも対処できるよう次の措置を行う。

(1) 消防団

関係地区内の消防水利の点検を実施し、機械器具の点検整備を行い、ただちに出動できる体制を整える。

#### 4長野県消防相互応援協定等による応援要請

(1) 応接要請

火災、救急等の規模の拡大などに伴い、広域消防により被害の軽減を図るため、「消防組織法」 (昭和 22 年法律第 226 号) 第 39 条に基づき隣接市町村等と「長野県消防相互応援協定」を締結

し、これに基づき応援要請を行う。「第4節 広域応援要請活動 4. 消防機関に対する応援要請による。」

- (2) 隣接市町村に応援要請をした場合の措置
  - ア 応援部隊の集結場所
    - (ア) 原則として消防団本部とする。ただし、火災の現場、火災の様相、地理、水利の状況により他の場所が 適当な場合は、別に指定する。
    - (イ) 応援部隊の集結場所には、あらかじめ団長が指定する誘導員を置く。
  - イ 応援部隊の誘導
    - (ア) 延焼阻止線に近い安全で適格な場所を選定し誘導すること。
    - (イ) 容量の豊富な水利を選定し誘導すること。

## ⑤防火管理者の消防活動

学校、事業所、社会福祉施設等の防火管理者は、下記の項目を基準として消防活動を実施する。

- (1) 災害時の火災通報及び速やかな避難の実施
- (2) 警戒警備の実施
- (3) 重要施設、危険物の所在確認とこれらの搬出、除去及び保護の実施
- (4) 人的危険の発生するおそれのある箇所について、人命救助の実施
- (5) 避難場所及び避難経路の確認と避難の実施
- (6) 火災予防措置

火気の消火及びLPガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等 異常発生の有無の点検を行い必要な防災措置を講ずる。

- (7) 火災が発生した場合の措置
  - ア 自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
  - イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。
- (8) 災害拡大防止措置

L Pガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取扱う事業所において異常が発生し、災害が拡大する おそれがあるときは次の措置を講ずる。

- ア 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- イ 消防本部、警察等の最寄りの関係機関に駆付ける等、可能な手段により直ちに通報する。
- ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

#### ⑥集団災害に対する消防計画

交通事故等の災害により、多数の死傷者が一時に発生した時(以下「集団災害」という。)において、被害の軽減のため行う救助及び救急その他の災害対策について定めるものとする。

(1) 計画の適用及び現地本部の設置

集団災害が発生し次に該当するときは、この計画に従い速やかに現地に現地本部を設置するものとする。

- ア 列車、電車の衝突又は交通事故が発生し死傷者が 10 名以上のとき、又は見込まれるとき。
- イ その他特異な災害事故発生により消防長が必要と認めたとき。

#### ⑦自主防災組織の活動

- (1) 各家庭等におけるガス栓の閉止、L P ガス容器のバルブの閉止、電源の遮断等の相互呼びかけを実施すると ともに、その点検及び確認を行う。
- (2) 火災が発生したときは、消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。
- (3) 消防隊(消防本部、消防団)が到着したときは、消防隊の長の指揮に従う。

#### ⑧村民の活動

(1) 火気等の始末

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに消火するとともに、ガス栓、L P ガス容器のバルブ、 石油類のタンクは元バルブをそれぞれ閉止し、電気についてはブレーカーを遮断する。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、汲み置きの水等で消火活動を行う。

#### ⑨惨事ストレス対策

- (1) 救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるもの。
- (2) 消防本部等は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

#### 2 水防活動

#### ①水防体制

(1) 水防の責務

村は「水防法」により、村内の水防を十分に果たす責務を有し、関係機関、公共的団体及び水防上重要な施設の管理者等は、この計画に定めるところにより、その責務を果たさなければならない。

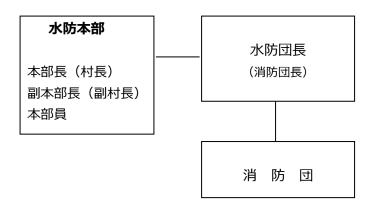
(2) 協力村民は気象状況、水防状況等に注意し、水害が予想される場合及び水害が発生した場合は、水防管理者又は消防本部の長の要請に基づき、その業務の遂行に協力するものとする。また、村長、消防本部の長は水防のためやむを得ない必要があるときは、村内に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事するよう要請することができる。

#### (3) 水防組織

ア 水防本部は役場内に置き、気象注意報または警報が発令されてから、洪水などの危険が解除するまでの間、 警戒防御にあたるものとし、その組織は災害対策本部に準ずるものとする。なお、水防本部は、災害対策本部が 設置された場合には、同本部に統合されるものとする。

- イ 水防本部長(村長)は、気象注意報または警報等の伝達を受けたとき、または水防上必要と認めた時は、直ちに水防団長(消防団長)及び本部員その他関係職員に通知し、警戒防御に従事させる。
- ウ 水防団長は、前項の通知を受けた場合または必要があると認めた場合は、消防団員を招集し各担当区域の 警戒防御を行う。
- エ 水防団長は、災害の状況により担当区域にかかわらず消防隊の運用を行う。
- 才 組織

## 図 3-7-1 水防組織



## ②水防活動体制

(1) 気象又は水防に関する情報等の伝達

村は、長野地方気象台及び県が発表する気象又は水防に関する情報の伝達を受けたときは、情報に応じた配備体制を整えるものとする。また、その内容を速やかに消防団に周知するとともに、必要に応じ村民への広報等を行う。

## (2) 消防団の出動

消防団員は、出動の指令を受け、又は災害の発生を知ったときは直ちに指定の場所へ参集し迅速に水防活動に従事する。なお、消防団員の動員の基準は、概ね次に定めるところによる。

- ア「水防法」の規定に基づき、県知事から水防警報の伝達があったとき。なお、県知事からの通知内容は次のとおりである。
- •第1段階(準備)

水防資材及び器材の整備点検、水門等の開閉の準備並びに消防団幹部の出動を要請する。

- ·第2段階(出動)
  - 消防団員の出動を通知する。
- ·第3段階(解除)

水防活動の終了を通知する。

・その他(状況)

水防上必要とする水位、雨量等の状況を通知する。

- イ 梅雨前線等の影響による豪雨によって、河川の水位が上昇し、村内に洪水、がけ崩れ等の災害が発生し、 又は発生が予想されるとき。
- ウ 台風の接近により、村内に暴風雨による洪水等の災害が発生し、又は発生が予想されるとき。
- エ 長期にわたる降雨によって、農地等の決壊、崖崩れ等による水害が発生し、又は発生が予想されるとき。
- 才 水防信号

## 表 3-7-1 水防信号

種 類	説明	警鐘番号	サイレン	
第1信号	警戒水位に達するおそれがあるこ	0 0-0-0	10 秒吹鳴 休止2秒 3秒吹鳴	
	とを知らせるもので、水防関係者		約10秒 約2秒 約3秒	
	が待機し資材の手配作業の準 備をする		休止 〇- 〇-	
第2信号	水防機関に属する者が 直ちに	0-0-0-0	短吹鳴3秒 休止約2秒	
	出動・作業すべきことを知らせる もの		0- 0- 0- 0-	
第3信号	水防管理団体の区域内に居住	0-0-0-0-0	短吹鳴3秒 休止約2秒	
	する者が出動するべきことを知ら せるもの		0-0-0-0-0-0-	
第4信号	必要と認める区域内の居住者に	乱 打	1分吹鳴を一定時間繰り返す	
	避難のため立ち退くべきことを知ら		約1分 約5秒 約1分	
	せるもの		休止 〇- 〇-	

## (3) 雨量、河川水位の観測及び通報

総務部長は、相当の降雨があり、又は降雨が予想されるときは、関係機関との連絡を密にして雨量の状況を把握し、水防管理者に報告するとともに必要に応じて関係機関に連絡するものとする。

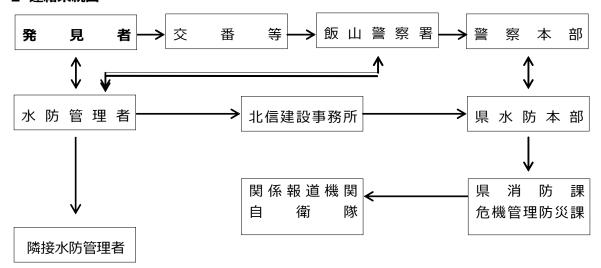
## (4) 監視及び警戒

水防警報等が発令された場合、又は河川の水位が上昇して災害が発生、若しくは発生が予想される場合は、本部職員等を水防区域の監視及び警戒に派遣する。当該職員等は既往の被害個所及び重要な箇所等を巡視して異状を発見した場合は直ちに災害対策本部長、関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。

- ア 堤防の溢水状況
- イ 表法で水当たりの強い場所の亀裂又はがけ崩れ
- ウ 天端の亀裂又は沈下
- エ 表法漏水等による亀裂又はがけ崩れ
- (5) 決壊(被害)情報の通報

堤防その他の施設が決壊した場合、又は危険な状態になった場合は、その旨を北信建設事務所長、飯山警察署長に通報し、必要があれば下流の水防管理者等に通報する。

## 図 3-7-2 連絡系統図



#### (6) 水防作業の実施

水防作業は、決壊箇所又は危険な状態になった箇所に対してできる限り被害が拡大しないように、その応急 措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して適切な工法により応急工事を実施する。

## (7) ダム、堰、水門等の管理者の措置

ア ダム、堰、水門等の操作

ダム、堰、水門等の管理者は、水防警報の通知を受けたとき、又は気象状況等により雨量、水位、流量等が増大し、洪水のおそれがあると認めるときは、それぞれ定められた操作、規則及び操作規定に基づき的確な操作を行うものとし、その操作にあってはそれぞれ定められた連絡先に通報した後、行うものとする。

#### イ 水防関係機関への通報

洪水時、ダム等に破損又は決壊の危険が生じたときは、被害状況を把握し、速やかに下流部の被害を及ぼす 範囲の市町村、警察、その他関係機関にその状況を連絡し、必要な応急措置を講ずるものとする。また、地域住 民の避難等が迅速に行われるよう措置するものとする。

#### (8) 水防活動の応援要請

- ア 村長は、水防のため必要があるときは警察署長に対して警察官の出動を要請する。
- イ 村長は、緊急の必要があるときは、他市町村長又は消防長に対して応援を求める。
- ウ 村長は、必要があるときは次の事項を示し、県に自衛隊の災害派遣の要請を求める。
  - (ア) 応援を必要とする理由
  - (イ) 応援を必要とする人員、資機(器) 材等
  - (ウ) 応援を必要とする場所
  - (I) 期間、その他応援に必要な事項

#### (9) 水防警報の解除

ア 水防警報の解除は、水位が降下して水防作業の必要がなくなり、県水防本部長又は水防管理者が水防警 報解除の指令をしたときとする。

- イ 消防団員はアによる水防警報の解除があるまでは、自らの判断により、当該部所を離れてはならない。
- ウ 水防警報の解除後は、水防作業に従事した人員、使用器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに災害 対策本部長に報告する。

## 3 水防活動上必要な資機(器)材の調達

村に備蓄された資機(器)材では、安全な水防ができないときと予想されるときは北信建設事務所及び関係業者に資機(器)材の供給を依頼する。

## 4 公用負担

## (1) 公用負担の証票

水防活動のため、緊急に必要があるときには現場において必要な土地の一時使用、土石・竹木、その他の資機(器)材及び機械器具の使用若しくは収用するときは、水防管理者の発行する公用負担であることを証明する証票を提示する。

## (2) 身分証票

上記(1)により緊急に公用負担による土地又は物品等の使用を行う者は、その身分を明らかにする証票を所持する。

# 第9節 雪害対策

(実施担当:建設課・総務課)

#### 1 基本事項

積雪期における雪害対策に関する知識の普及に努めるとともに、住宅の倒壊、道路途絶、地域経済活動の停滞等の被害拡大を防止するため、住民、事業所、学校、村及び防災関係機関は適切な除排雪、克雪施設の整備等、総合的な雪対策を推進し、豪雪災害の防止に努める。

## 2 各主体の責務

#### (1) 住民の役割

住民(各家庭、事業所、学校等)は、屋根の除雪、避難経路の排雪等、災害発生時の被害防止のため、 適切な住宅、施設の管理に努める。また、地域において互いに力を合わせ、雪害対策に協力する。

- ア 自己の責任において、屋根雪、避難口等の雪の適切な処理に努める。
- イ 道路途絶等による一時的な孤立に備えて適切な備蓄等を行う。
- ウ 避難場所の状況を事前に確認し、積雪により使用できない場合の代替地を決めておく。
- エ 要配慮者の世帯への除雪協力に努める。
- オ 積雪期を想定した防災訓練の実施に努める。
- カ 集落内の避難場所の適切な管理を行う。
- キ 雪崩発生箇所等の危険箇所について事前に把握する。

#### (2) 村の役割

村は、住民の雪害対策に関する知識の普及に努め、適切な除排雪の促進を図る。また、除排雪体制の強化を図り、積雪による道路途絶の防止や避難所の適切な管理に努めるとともに、克雪住宅の普及促進や自力で屋根雪処理が困難な世帯の除雪負担の軽減に努める。

- ア 積雪期を想定した防災教育を実施する。
- イ 積雪期の災害は、無雪期とは被害想定が異なることから、特に積雪期を想定した防災訓練の実施を図る。
- ウ 集落に自主防災組織の整備を働きかけ、積雪期における地域住民の共助促進に努める。
- エ 雪崩等により孤立が予想される集落については、通信手段の多重化に努め、状況に応じてヘリコプターによる 避難を検討する。また、避難所は孤立の長期化に備えるものとする。
- オ 国道、県道、村道の各道路管理者は、相互の緊密な連携のもと除排雪を行い、除雪水準の向上に努める。また、消雪パイプ等の融雪設備の適切な維持管理を行う。
- カ 住宅等の屋根雪荷重による家屋倒壊等を防止するため、克雪住宅の普及促進に努める。
- キ 雪害対策救助員の設置等により、自力での除雪が困難な世帯の負担軽減を図るほか、地域の助け合いによる相互扶助体制を推進する。
- ク 村は、国及び県と連携し、冬期交通の確保のため、堆雪スペース、スノーシェッド、雪崩防止柵等の整備に努めるものとする。
- ケ スキー場での雪崩等、観光施設等で大規模災害が発生した場合に備え、利用者及び従業員等の一時避難 誘導体制、被災者の救出救護体制の整備を図る。

## 3 豪雪対策本部

村は「災害対策基本法」及び「災害救助法」に定める災害基準に達する前に、豪雪による被害のおそれが生じた場合、栄村災害対策本部条例(昭和39年栄村条例第24号)に準じ栄村豪雪対策本部(以下「豪雪対策本部」という。)を設置する。

## (1) 設置基準

ア 集中型豪雪により、連続3日間の降雪量が2.5メートルを超えた場合、又は積雪量が3.5mを超えて、なお降雪が続く予報が出されている場合。

イ 平年に比較し、短期間の異常な降雪及び積雪により住家倒壊又はその危険性が増大した場合。

#### (2) 組織及び権能

豪雪対策本部の組織及び権能については、災害対策本部に準ずるものとする。

(3) 残雪災害対策本部

3月31日現在の残雪が2.0メートル(森観測所)以上の場合のほか、必要に応じて残雪災害対策本部を設置する。残雪災害対策本部の組織及び権能については、豪雪対策本部に準ずるものとする。

## 4 雪害対策救助員の設置

村は、冬期間における住民の安全と生活環境の維持向上を図るため、雪害対策救助員(以下、「救助員」という。)を設置する。救助員は、老人世帯、心身障がい者世帯、母子世帯等、自力で除雪が困難な世帯の住居建物の除雪援助及び公共施設や集落内道路等の除排雪等を行う。

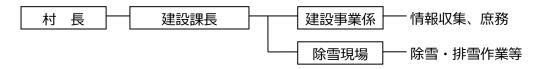
#### 5 除雪路線及び分担

- (1) 除雪路線
  - ア 雪寒指定路線
  - イ 雪寒指定路線以外も主要生活路線であり、機械除雪が可能な村道(地区内道路を含む)
- (2) 除雪路線の分担
  - ア 一般国道及び県道・・・・・北信建設事務所飯山事務所
  - イ 村道、地区内道路・・・・・栄村

## 6 除雪体制及び基準

除雪体制は、降雪量、交通量、危険度、除雪能力、地域の実状等を考慮し、段階的に出動路線を指定して行う。なお、除雪体制の組織は下記のとおりとする。

## 図 3-8-1 除雪体制の組織



#### (1) 除雪作業区分

#### ア 早朝除雪路線

早朝除雪路線は、バス路線・通勤通学及び公共建物・観光施設、その他早朝除雪の必要が認められる路線とし、1回目の除雪は午前7時30分頃までに完了するものとする。

## イ 日中除雪路線

早朝除雪路線以外の路線及び公共建物等

#### (2) 除雪機械の配置

各地区において、除雪ド一ザ、ロータリ除雪車がペアで作業ができるよう配置するとともに、予備待機機械を配置して作業にあたるものとする。また、異常豪雪等で除雪機械が不足する場合は、建設事業者等に応援を求めるものとする。

## (3) 除雪基準

ア 村内を水内地区、西部地区、東部地区及び秋山地区の4地区に区分し、各地区それぞれの降雪量(10~15 cm程度)の状況により、オペレーターの判断で出動する。また、早朝は通勤通学及びバス運行の支障とならないように配慮する。

イ 消雪パイプ設置地区については、村が操作管理を行い、異常豪雪等により消雪パイプによる道路確保が困難になった場合は、機械除雪作業を行うものとする。

## (4) 待機

降雪、積雪の状況により、除雪が必要となる場合は、必要人員を除雪基地に待機させる。

## 7 凍結路対策

(1) 塩化カルシウム (凍結防止剤) 散布

路面が凍結または凍結のおそれがある場合、指定路線及び必要が認められる道路へ散布を行う。

# 第10節 要配慮者に対する応急対策

(実施担当:民生課)

災害が発生した際、要配慮者は自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、村及び社会福祉施設、医療機関等の関係機関は、地域住民、集落組織等の協力を得ながら、要配慮者の態様に十分配慮した応急活動を行うものとする。また、高齢者、障がい者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

#### 1 応急対策の内容

村は、民生児童委員、各集落組織、地域住民等の協力を得て、要配慮者の状況把握に努め、発災直後より、時間的経過に沿って、各段階におけるニーズに配慮しながら、迅速かつ的確な応急対策を講ずるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。

(1) 高齢者等避難・避難指示等の災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、CATV 告知放送、エリアメール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活 支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、 災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

(2) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

避難行動要支援者の避難支援等に携わる関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。なお発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるよう努める。なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。

## (3) 避難所での生活環境整備等

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。 また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

ア 避難所における施設の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

イ 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生 活用品等について 迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

ウ 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所(室)及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じ迅速に行う。

エ 外国籍県民や外国人旅行者等の支援体制の確立

外国籍県民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、 必要に応じ災害多言語支援センターの設置を行う。

オ情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

## (4) 在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員、地域住民、集落組織等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

## ア 在宅者の訪問の実施

在宅の要配慮者に対し、民生委員、地域住民等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

#### イ 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供する。

#### ウ 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

#### エ 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

## (5) 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

#### 2 広域相互応援体制等の確立

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一時的・応急的に避難が考えられる場合などにおいては、要配慮者の移送、受入れ等が集中的に必要となることが考えられる。要配慮者の救助・避難支援、避難時生活等に関し、市町村の区域を越えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。

# 第11節 緊急輸送応急対策

(実施担当:総務課・建設課)

救助・救急・消火活動等の災害応急対策に従事する者並びに被災者に対する水・食料・生活物資及び災害応急対策用物資・資機材等の円滑な輸送をめざす。また、供給等を迅速に行うため、関係機関との連絡調整、交通規制等、緊急輸送について必要な事項を定める。

## 1 緊急交通路確保のための交通規制

村の管理する道路において、災害が発生し、交通規制の必要が生じたときは、所定の道路標識及び標示板を設置し、交通の安全を図るとともに、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を飯山警察署長に通知する。

#### (1)規制標識

ア 規制標識は道路法第45条(道路標識の設置)及び災害対策基本法施行規則第5条(通行の禁止又は制限についての標示の様式等)による。

- イ 標識には禁止・制限の対象、区間、期間、理由並びにその他迂回路等を明示する。
- (2) 規制の報告 報告、通知内容は禁止・制限の対象、区間、期間、理由並びにその他迂回路の有無等とする。

## 2 緊急交通路確保のための応急復旧

応急復旧に当たっては、北信建設事務所、長野国道事務所等の関係機関と連絡協議し、優先順位を設定してできる限り早期の緊急交通路確保を行う。

- (1) 緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の 復旧工事を推進する。
- (2) 緊急交通路が使用不能となった場合は、村道、林道、農道等指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて、県等の関係機関に対して応援を要請する。
- (3) 通行を確保するため緊急の必要のあるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。 運転者がいない 場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

#### 3 緊急通行車両等確認事務

緊急通行車両等の確認事務は、県(知事)及び県警察(公安委員会)において行い、第2編第1章第9節「緊急輸送計画」による「緊急通行車両等事前届出済証」「規制除外車両事前届出済証」を所有している車両に対する手続きは、県及び警察(警察署、検問所等)において行う。

#### 4 輸送手段の確保

## (1) 車両による輸送

ア 災害時における効率的な輸送を確保するため、災害対策本部を設置した場合は、本部が村所有の車両を集中管理する。

イ 村において車両の確保が困難な場合又は不足する場合は、村内公共的団体及び営業者又は村職員、消防 団員の自家用車両の借上げを要請するものとし、なお不足する場合は、県又は自衛隊に応援を要請して輸送の 確保を図る。

#### (2) 鉄道による輸送

道路の被害等により自動車輸送が困難な場合、又は遠隔地において物資、資材等を確保した場合で、鉄道に

よる輸送が適当であると認めたときは、東日本旅客鉄道(株)長野支社等に協力を要請する。

## (3)空中輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等、ヘリコプターによる輸送が必要となったときは、直ちに県に対しての出動要請を行う。要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できるかぎり詳細に連絡する。

## 5 輸送拠点の確保

災害時の輸送の拠点となるヘリポート及び物資輸送拠点を設定する。

- (1)輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき所在地である村が当たることを原則とし、運営に当たっては、被災市町村及び県と密接に連携する。
- (2) 村は、各避難所での必要物資につき、物資輸送拠点と連携を密にする。

# 第12節 障害物等の処理活動

(実施担当:建設課)

被災者の保護及び応急対策活動の円滑な実施を図るため、災害により発生した落石や倒壊家屋等の障害物を除去し、緊急輸送路を確保するとともに、二次災害防止のための各施設の機能確保について必要な事項を定める

## 1 障害物除去の対象

- (1) 当面の日常生活が営みえない状態にあること。
- (2) 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること。
- (3) 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者であること。
- (4) 障害物の除去が、交通の安全と作業車両、救援車両の通行路の確保に必要な場合。
- (5) 河川の流水を抑制し溢水の防止、護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合。

## 2 障害物除去の方法

- (1) 現有の応急対策機材を用い、地元消防団員及び地域住民の協力を得て実施する。また状況に応じて建設業者の協力を得て行う。
- (2) 障害物の除去は、原状回復でなく応急的な除去に限られるものとする。
- (3) 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- (4) 応援協力体制
  - ア 村に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。
  - イ 村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。
- (5) 放置車両等の移動等
  - ア 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急 の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。
  - イ 運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

## 3 除去障害物の集積、処分方法

- (1)除去した障害物は、再び交通及び生活に被害を与えない場所に一時集積し、後に埋立て等の処理をする。
- (2) 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- (3) 応援協力体制
  - ア 村に所在する各機関から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。 イ 村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

#### 4 村が県に要請すること

村において作業員等の措置が不可能又は困難な場合は、村長は次の事項を明らかにし県へ要請するものとする。

- ア 除去を必要とする住家世帯数
- イ 除去に必要な人員
- ウ 除去に必要な期間
- エ 除去に必要な機械器具の品目別数量
- オ集積場所の有無

# 第13節 避難収容及び情報提供活動

(実施担当:総務課・民生課・消防団)

災害から村民の生命を確保するため迅速・的確な避難行動及び避難所の開設を行うための計画を定めるとともに、 長期の避難生活に対応した避難所運営及び応急仮設住宅建設についての計画を定める。

## 1 高齢者等避難、避難指示

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、村民に対し状況に応じて、高齢者等避難の伝達、避難指示を行う。 高齢者等避難を伝達する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、高齢者等避難の伝達、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を村民に周知する。また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、知事、市町村長等から直接呼びかけを行う。なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍県民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

### (1) 実施機関

ア 高齢者等避難の伝達、避難指示の実施機関は次表のとおりである。

実施事項	機関等	根 拠	対象災害
高齢者等避難	村長	災害対策基本法第 56 条	災害全般
	村 長	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第 29 条	洪 水
避難指示	知事又はその命 を受けた職員	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり
	警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第 94 条	11
避難所の開設、収容	村 長	_	_

イ 知事は、災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における村長の事務を、村長に代わって行う。

#### (2) 高齢者等避難、避難指示の意味

事項	意味
高齢者等避難	人的被害が発生する可能性が高まった状況で、一般村民に対しては 避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する要配慮及びその支 援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。
避難指示	被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、村民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

#### (3) 高齢者等避難、避難指示、通知等

#### ① 村長の行う措置

#### (ア) 避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から 保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向又は指定緊急避難所を示し、早期に避難指示を行う。

なお、避難時の周囲の状況により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への退避等の確保措置を講ずるよう、地域の居住者に対し指示する。災害の危険性が高まり、避難指示等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

- a 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される 地域
- b 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- c 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断された地域(土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等)
- d 長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報(はん濫警戒情報、はん濫危険情報)が発表され、避難を要すると判断された地域
- e 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域
- f 河川がはん濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域
- q 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- h 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- i 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予測される地域
- j 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- k 避難路の断たれる危険のある地域
- 1 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- m 酸素欠乏若しくは有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

#### (イ) 高齢者等避難

人的被害の発生する可能性が高まった状態で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を 開始しなればならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があるとみ とめるときは、上記(ア)の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難を伝達する。

- a 大雨警報(土砂災害)発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過し、避難を要すると判断される地域
- b 国又は長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報(はん濫注意情報)が発表され、避難を要すると判断された地域
- (ウ) 報告(災害対策基本法第60条等)

## ② 水防管理者の行う措置

#### (ア) 指示

水防管理者は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。

(イ) 通知(水防法第29条)

## ③ 知事又はその命を受けた職員の行う措置

- (ア) 洪水のための指示 水防管理者の指示に同じ。
- (イ) 地すべりのための指示(地すべり等防止法第25条) 地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。

#### ④ 警察官の行う措置

## (ア) 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、警察署において調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて 調査を実施する。把握した二次災害危険場所等については、村災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令 を促す。 さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一 元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

- a 村民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
- b 村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。
- c 村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は村長から要求のあったときは、 警察官は災害対策基本法 第 61 条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。
- d 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難 させる強制手段を講ずる。
- e 高齢者等避難、避難指示を行うに当たっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定 緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- f 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- g 避難誘導に当たっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して 避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- h 警察署に一次的に受け入れた避難村民については、避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- i被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。
- (イ) 報告、通知

## ⑤ 自衛官の行う措置

- (ア) 避難等の措置 自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。
- (イ)報告(自衛隊法第94条)

## (4) 高齢者等避難、避難指示の時期

ア 高齢者等避難

要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、前記(3)

① (イ) a ~b に該当する地域が発生した場合に発する。

#### イ 避難指示

前記(3)①(ア)a~mに該当する地域が発生し、村民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。なお、避難指示を解除する場合には、十分安全性の確認に努める。

## (5)高齢者等避難、避難指示の内容

高齢者等避難、避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。

- ア 発令者
- イ 発令日時
- ウ 避難情報の種類
- エ 対象地域及び対象者
- 才 指定緊急避難場所
- カ避難の時期・時間
- キ 避難すべき理由
- ク 村民のとるべき行動や注意事項
- ケ 避難の経路または通行できない経路
- コ 危険の度合い

### (6) 村民への周知

ア 避難指示、高齢者等避難を行った際は、速やかにその内容を村 CATV 告知無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ、又は、直接、村民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

- イ 村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、 警鐘、サイレン等により 周知する。 また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、村長等から 直接呼びかけを行う。 なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍県民、外国人旅行者等の要配慮者に 対して、十分配慮するよう努める。
- ウ 避難のため立退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、村長は県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。 県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。 要請を受けた放送機関は危険地域の村民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。
- エ 村は、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、L アラート(災害情報共有システム)、 広報車、緊急速報メール機能、ソーシャルメディア等あらゆる広報手段を活用し、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。
- オ 高齢者等避難・避難指示をはじめとする災害情報の周知のため、CATV 告知ケーブルテレビ、エリアメール 等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や 生活支援等に 関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

## (7) 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

村は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、区長、集落組織、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

## (8) 村有施設における避難活動

災害発生時においては、浸水、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難 に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

ア 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命 及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

イ 避難指示、高齢者等避難は、速やかに内容を庁内放送、職員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ 周知を行う。

#### 2 警戒区域の設定

警戒区域の設定とは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

- ア 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的 にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- イ 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- ウ 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

## 3 避難誘導活動

避難指示を行った発令した際は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な 避難誘導に努めるととも に、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

(1)誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

- (2)誘導の方法
  - ア 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。
  - イ 誘導経路は、できる限り危険な橋、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
  - ウ 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
  - エ 浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。
  - オ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
  - カ 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、村が車両、ボート及びヘリコプターの要請等により移送する。また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。
  - キ 村は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に 携わる関係者の協力を得て行う。
  - ク 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、村において処置できないときは、村は北信地域振 興局を経由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。村は、

状況によっては、直接、他の市町村、警察署等と連絡して実施する。

- ケ 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。
- コ 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。
- (3) 避難時の携帯品 避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を、必要に応じ、最小限度(貴重品、必要な食料、衣類、日用品等)とするよう適宜指導する。

## 4 避難所の運営

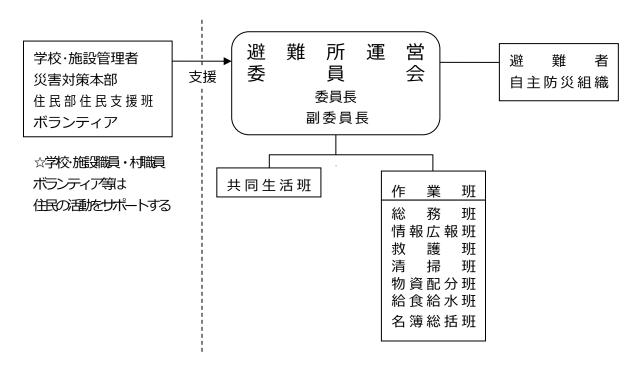
村は、収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。

- (1) 災害のために現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため、避難所を開設する。また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得る。
- (2) 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・宿泊施設等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- (3) 避難所を開設したときは、村長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。
- (4) 避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力が得られるように努める。
  - ア 避難者
  - イ 村民
  - ウ 集落組織
  - エ 他の地方公共団体
  - オ ボランティア
  - カ 避難所運営について専門性を有した外部支援者
- (5) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相 互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (6) 避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の 把握に努める。
- (7) 避難の長期化等、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。
- (8) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。また必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (9) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。 特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (10) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への 移動を避難者に促す。

- (11) 避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
  - ア スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車いすや障がい者用携帯便器等の供給等の整備を行う。
  - イ 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。
  - ウ 災害発生後できる限り速やかに、すべての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
  - (ア) 介護職員等の派遣
  - (イ) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
  - (ウ) 病院や社会福祉施設等への受入れ
  - エ 要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
  - オ 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。
- (12) 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。
- (13) 村教育委員会及び学校長等は、次の対策を適切に講ずる。
  - ア 学校等が地域の避難所となった場合、学校長等は、できるだけ速やかに学校等を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。
  - イ 学校長等は、避難所の運営について、必要に応じ、村に協力する。なお、村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。
  - ウ 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の避難所となった場合、学校長等は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児及び児童生徒の避難場所を明確に区分する。
- (14) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難所等を設置・維持することの適否を検討する。
- (15) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による 巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努 める。
- (16) ペットと同行避難について適切な体制整備に努める。

## 2 避難所運営委員会の組織づくり

## 《避難所運営委員会の組織例示》



## 3 避難所運営委員会の役割と共同生活班・作業班の活動内容

- ア 避難所運営委員会は、共同生活班及び作業班で組織する。
- イ 避難所運営委員会は、避難所での状況を把握し、避難所での課題・問題に対処又は情報収集伝達、各班 の役割等を再認識するため、毎日時間を定めて1回以上、作業各班、共同生活班の各班長、避難所担当の 村職員、学校・施設管理者、ボランティア等関係者でのミーティングを行う。

#### (ア) 共同生活班

#### 共同生活班

共同生活班は、すでにある人間関係に配慮し、できる限り避難所内のブロックごと又は教室ごとに班を編成し、その代表者(班長)を選出する。

- ①給食・生活物資等の受け取り、分配を行う。
- ②避難所内でのトラブルを予防及び苦情処理を行う。
- ③共同生活を送るための決められたルールの徹底を図る。

#### (イ) 作業班各班

総務班 (総務対策)

- ①備蓄倉庫内の資機(器)材の取扱い及び管理を行う。
- ②災害発生時間、被害状況、避難者の状況に見合った避難所のレイアウトを施設管理者と相談、設定する。
- ③避難所生活を避難所住民の協力を得ながら秩序あるものとして維持するため、必要があれば、保安要員を確保し、避難所内のパトロールを行う。
- ④ボランティアとの連絡調整を行う。
- ⑤避難所日誌を作成する。

⑥避難所運営委員会の庶務及び事務局を担当する。

# (ウ) 情報広報班(情報広報対策)

- ①デマやパニックを防止するため、情報管理の一元化をする。
- ②避難所担当の村職員並びに学校職員及び施設管理者との連絡調整を行い、避難所生活に必要となる生活関連情報、生活支援情報等を収集し伝達する。また、避難所での要望等も伝達する。
- ③避難所内に設置する掲示板(各種情報を掲示するもの)を管理し、各種情報を伝達する。

#### (エ) 救護班(要配慮者の保護)

- ①障がい者、お年寄り、傷病者の方々を援護する。
- ②名簿総括班と連携し、傷病者を把握する。
- ③負傷者の応急手当、医療機関への誘導、搬送を手配する。
- ④医療拠点となった避難所では、医師と連携し、傷病者の救護を行う。

#### (オ) 清掃班(環境衛生対策)

- ①仮設トイレを設置する。
- ②避難所からのゴミの出し方(分別)のルールを入所者へ徹底させる。
- ③ゴミ収集及び焼却施設が稼働するまでの間は、施設内において、ゴミを処理(保管)する。
- ④避難所の清掃を行う。
- ⑤災害対策本部へ必要な防疫用薬剤等を要請し、衛生害虫の駆除を行う。

## (力) 物資分配班(食料・生活用品等の調達・配布)

- ①備蓄食料や救援物資、生活必需品等を災害対策本部から受け入れ、配布する。
- ②名簿総括班と連携し、避難者数を把握し、必要となる物資の数量を把握する。
- ③高齢者・障がい者への対応を優先し、公平な分配を行う。
- ④配布時に、混乱が起こらないよう対策を講ずる。

# (丰) 給食・給水班(給食・給水対策)

- ①炊き出し用の資機(器)材がある場合には、村職員、赤十字奉仕団等と連携し、炊き出しを行う。(炊出しに必要な資機(器)材は、災害を免れた避難所の資機(器)材を利用する。)
- ②給水時に混乱が起こらないように対策を講ずる。
- ③名簿総括班、物資配分班と連携し、炊き出しに必要な材料、燃料等を村職員を通じて災害対策本部に要請し、確保する。

### (ク) 名簿総括班(避難者名簿の管理)

避難者を収容する際に作成するこの名簿は、食料、物資配給の基礎データとする。

- (1)名簿の一元管理を行い、入所者、出所者を把握する。
- ②一般的な避難者の名簿だけでなく、要配慮者・帰宅困難者等の避難者名簿を別途作成・管理し、災害対策本部へ報告する。
- ③作業各班に情報を提供し、各班の活動がスムーズに行えるよう連携を密にする。

#### 4 避難所の運営手順

避難所運営委員会が組織された後は、以下の手順によって避難所の運営を行う。

ア 避難者の把握

情報広報班は、避難者名簿より避難者の実態を把握し、避難所担当職員へ報告する。

村は、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報及び避難場所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、県等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について村に提供するものとする。

イ 備蓄物資の確認と配分方針の決定

物資分配班は、避難所の備蓄物資を確認しその配分方針を決定し、避難者へ通知する。

ウ 不足物資の要求

総務班は、不足する物資を災害対策本部に対し要請する。

エ 物資等の受理・保管・配布

物資分配班は、要請した物資が搬送された場合、物資台帳を作成の上、保管・分配を行う。また、給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等にあたっては、適切迅速な措置をと

り、避難者に不平不満が生じないように努める。

オ 避難者への情報の提供と情報管理

情報広報班は、入手した情報を避難者へ掲示板等を利用して提供する。また、常に災害対策本部等と情報連絡を行い、適正な情報を避難者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。

カ 要配慮者へのケア

救護班は、作成される避難者名簿から高齢者・身体障がい者等の要配慮者を把握し、要配慮者の避難所への移動等を検討する。移動が必要と認められる場合には、災害対策本部へ施設の照会の依頼をし、移動先が決定した場合には、要配慮者の搬送を行う。また、避難所への収容及び避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。

- (ア)スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。
- (イ)介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。
- (ウ)災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。
  - a 介護職員等の派遣
  - b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
  - c 病院や社会福祉施設等への受入れ
- (I)要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- (オ)文字放送テレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣要請等、要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。
- キ ボランティア支援の要請

総務班は、避難所の状況を考慮しながら、本部に対し必要なボランティアの要請を行う。

ク 避難所運営ルールの作成と周知

避難所運営委員会は避難者と共に避難所運営ルールを作成し、避難者に周知・協力を求める。

ケ 避難の長期化等必要に応じプライバシーの確保、男女ニーズの違い等への配慮

- (ア) 村は、避難場所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (イ) 避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

# コ避難所の安全管理

- (ア) 避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には村職員を配置する。
- (イ) 避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要に応じて警察官の配置を要請する。
- (ウ) 避難所の安全管理上、適正な受入人員の把握に努め、受入能力からみて危険があると判断したときは速やかに適切な措置を講ずる。
- (I) 火災発生状況、風向き、周囲の状況、その他万一危険が迫った場合の再避難経路について常に情報収集 に努める。
- (オ) 避難所内に傷病人がいる場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

## 5 広域的な避難を要する場合の活動

- (1)被害が甚大で村域を超えた広域の避難・収容が必要と判断される場合は、県に支援を要請する。
- (2) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、避難場所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。
- (3) この場合、避難者の把握、住民の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。
- (4) 避難者を受け入れる場合は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- (5) 居住地以外の市町村に避難する被災者が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

# 6 住宅の確保

村は、県と連携し、住居の被災により避難所生活を余儀なくされた村民に対して、早期に生活基盤が安定するよう、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて村が住宅の提供を行う。

- (1) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。
- (2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
- (3) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。
- ア 応急仮設住宅の要望戸数は、全焼、全壊又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。
- イ 応急仮設住宅の建設のため、村公有地又は私有地を提供する。
- ウ 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。

- エ 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
- (4) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。
- (5) 周辺市町村から、利用可能な公営住宅等の情報提供を受ける。
- (6) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを 防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性 を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の 受入れにも配慮する。

# 7 被災者等への的確な情報提供

- (1) 村は、県と連携し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。
- (2) 村は、県と連携し、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- (3) 村は、県と連携し、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した伝達を行う。

# 8 復旧・復興期における避難計画

(1) 避難生活と応急教育活動の共存

避難が長期間に渡る場合、避難スペースと応急教育活動スペースの共存が必要となる。応急教育の実施に際して、以下のような対応が必要となる。

- ア 応急教育実施への対応
- (ア) 避難者を移動させ、スペースを確保する。
  - a 施設内において、速やかに避難位置の移動を開始し、教育活動の実施に必要なスペースを開放する。開放スペースの決定に関しては、避難状況を考慮し、各避難所運営委員会で協議を行う。
  - b 避難者名簿上に移動先等を明記し、誰がどこに移動したのかを把握しておく。
- (イ) 応急教育実施場所の変更

施設内での避難者の移動ではスペースの確保が困難な場合には、近隣施設の避難状況を考慮し、応急教育を 複数校合同で実施する。

## (2) 避難所の早期解消、閉鎖、避難者の集約

村は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。避難指示の解除、応急仮設住宅の設置等による避難者の減少に伴い、開設していた避難所を順次閉鎖していく。避難が長期間に渡る場合、避難者数の状況を見はからい、段階的に集約を行う。

## (3) 応急仮設住宅の設置及び住宅応急修理

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた村民に対して、早期に生活基盤が安定 するよう村及び県は相

互に連携し、公営住宅の斡旋等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。なお、「災害救助法」が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて村が住宅の提供を行う。「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や滅失世帯数、避難所生活世帯数等の被害状況を把握する。避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮するものとする。特に避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

- ア 利用可能な公営住宅を把握し、被災者に提供する。
- イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、及び応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅 を提供する。
- ウ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。 応急仮設住宅の用地は、居住する被災者の生活環境をできるだけ考慮し、応急仮設 住宅適地に関する基準を次のように定め、応急仮設住宅用地を村管理用地(公園、運動広場等)の内から災害の状況に応じて選定する。但し、選定にあたっては、文教教育施設(学校、保育所等)内は避けるものとする。
  - (ア) 飲料水が得やすい場所
  - (イ) 保健衛生上適当な場所
  - (ウ) 交通の便を考慮した場所
  - (I) 住居地域と隔離していない場所

災害救助法が適用された場合	ア 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。 イ 県に対し、応急仮設住宅の建設のため、公有地又は私有地を提供する。 ウ 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。 エ 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
災害救助法が適用されない場合	ア 応急仮設住宅の設置戸数を決定する。 イ 建設用地を確保する。ただし、私有地を選定する場合は、村長は、敷地所有者と賃貸契約を行う。なお、敷地所有者から契約期間の履行について法律的担保を求められた場合は、裁判所において即決和解を行う。 ウ 応急仮設住宅の設計を行う。 エ 建設業者との請負契約を行う。 オ 工事監理、竣工検査を行う。 カ 入居者の決定を行う。 キ 応急仮設住宅の維持管理を行う。

# エ 応急仮設住宅への入居

## (ア) 入居基準

仮設住宅への入居者の選定にあたっては以下の項目を満たす者とする。

- ①「居住する住宅が半壊以上の被害を受け、居住する住家がない者」または、「二次災害及び地盤の崩落等の 危険があり、その場所に引き続き居住できない者」
- ②入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者への配慮をするものとする。

# (イ) 入居者の選定方法

入居者の選定にあたっては、被災の状況、危険性、住宅の困窮状態等を審査し、村長が選定するものとする。 また、必要に応じて選考委員会等の設置を検討するものとする。

## (ウ) 選考委員会の構成

入居者の選考委員会は、以下の者等により構成する。

- ①村の関係課
  - ◎総務課長、○民生課長
- ②関係集落の区長
- ③民生委員

## オ 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。その際、応急仮設住宅における 安全・安心の確保、孤独 死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によ るコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の 参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮 設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。

- (ア) 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急仮設住宅の入退居手続き、維持管理を行う。
- (イ) 入居者への巡回相談等を実施し、応急仮設住宅における生活に問題が生じないように努める。

## カ 住宅の応急修理

- (ア) 修理者の選考
  - a 選考事務の公正を期するために、選考委員会を置くことができる。
  - b 選考は、被災者の資力その他生活条件を充分調査するものとし、公正な選考に努めるものとする。
- (イ) 修理者の管理として応急修理契約を作成し、記録の保存をする。
- (ウ) 公営住宅等についても、必要な応急修理を実施する。
- (I) 住宅等に流入した土石等障害物を除去するため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な応急活動を行う。

### キ 村長の要請事項

応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し又は建築資機(器)材を調達できない場合は、県に斡旋又は調達を要請する。また、村民が自力で実施する住宅の応急復旧等を促進するため、村内の建築業者又は建築資機(器)材の供給が不足する場合についても、県に斡旋又は調達を要請する。

# 第14節 孤立地域対策活動

(実施担当:総務課・民生課・建設課)

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす。村は、孤立地域への災害応急対策の実施に当たっては、常にこれを念頭に置き、次の優先順位を持ってあたる。

- 1 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速な実施
- 2 緊急物資等の輸送
- 3 道路の応急復旧による生活の確保の優先順位をもって当たる

## 1 孤立実態の把握対策

交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、NTT回線及び防災行政無線等を活用して、孤立状況を把握するとともに、被害の概要について情報収集を行い、県に対して直ちに速報するものとする。

## 2 救助・救出対策

- (1) ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。
- (2) ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。
- (3) 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配意する。
- (4) 孤立地域内の災害時要援護者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の 有無等について検討し、必要に応じて県又は他市町村の応援を得て、救出活動を実施する。

## 3 通信手段の確保

職員の派遣、防災行政無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、各機関と協力して、あらゆる方法により、応急的な情報伝達手段の確保に努める。

## 4 食料品等の生活必需物資の搬送

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

### 5 道路の応急復旧活動

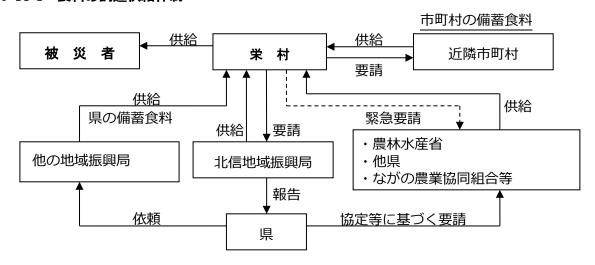
孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

# 第15節 食料品等の調達供給活動

(実施担当: 総務課・民生課)

被災者及び応急対策に従事する者に対し、主要食料及び副食を供給する必要が生じた場合の、食料品等の調達及び供給活動について必要な事項を定める。

# 図 3-14-1 食料の調達供給体制



(注:----は、農林水産省等に対する緊急要請)

# 1 村の実施体制

(1) 食料供給対象者

次のいずれかに該当するものに対して、食料品の配布を行う。

- ア 避難所に収容された者及び避難所に避難した者で、食料の持ち合わせがない者
- イ 住家の被害によって炊事のできない者
- ウ 旅行者、一般家庭の来訪者、鉄道の旅客等であって、食料の持参又は調達ができない者
- エ 被害を受け一時縁故先等に避難する者で、避難先に到着するまでの間、食料の持ち合わせがない者
- オ 被災現場において、防災業務及び防災活動に従事している者で食料の供給を必要とする者
- カ その他災害により食料が必要な者

### (2) 調達する主な食料品

- ア 米穀、食パン、即席麺類、レトルト食品
- イ 乳幼児用粉ミルク、牛乳
- ウ 副食品(缶詰・漬物・佃煮)、調味料
- エ 仕出し弁当、おにぎり(被災地区外から調達)
- オあめ、チョコレートなどの嗜好品類
- カ その他被災地域周辺で容易に調達される生鮮野菜類

#### (3) 調達体制

- ア 主要食料の確保を図るため、農業協同組合、商工会、生活協同組合及び村内商工農業者から在庫物資を調達する。また、業者の取扱い物資在庫量(供給可能量)を直ちに把握する。
- イ 調達した応急食料の輸送については、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発

注業者等において措置できないときは「第10節 緊急輸送応急対策」に基づき措置するものとする。

- ウ 物資輸送拠点の開設準備を行う。
- エ 物資の集積配分業務を円滑に行うため、物資輸送拠点には必要に応じて村職員を派遣する。
- オ県からの応援食料については、県指定の物資輸送拠点において引渡しを受ける。

# (4) 供給体制

被災住民に食料を供給するときは、各局面を考慮し供給するとともに、避難所等供給先には責任者を定めて受け入れの確認及び受給の適正化を図り、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求めて公平に配分する。

### ア 品目及び数量

応急食料の配布に際して実施期間、被災者の実態、施設の状況等を勘案し、炊出し・パン等適当な方法により実施するものとする。

- (ア) 配給品目 米穀、パン、麦製品(乾ウドン等)等
- (イ) 配給数量 1人1日3食
- イ 災害発生から2日間(48時間)
- (ア) 調理を必要としない食料品
- (イ) 要配慮者等の優先
- ウ 災害発生から概ね3日以降
- (ア) ライフラインの復旧状況に合わせ、生鮮食料品などの供給
- (イ) 栄養のバランスを考慮する。
- (ウ) 炊き出しの実施
- (5) 炊き出し

炊き出しは原則として避難所内又はその近くの適当な場所を選び、自主防災組織、赤十字奉仕団、自衛隊の協力を要請するほか、ボランティアを活用するものとする。

(6) 燃料の確保

村は、あらかじめ協定する販売業者等から、炊出し等に必要な LP ガス、燃焼器具等を調達する。

## 2 県の実施体制

県は、村から要請があったとき又は必要と認めたときは、食料が円滑に供給されるよう次の措置を講ずるものとする。

- (1) 備蓄食料の放出、供給
- (2) 食品関係機関からの確保・供給
- (3) 県指定輸送拠点への迅速な輸送、集積

### 3 広域的調達体制

(1) 応援協定締結都市等への要請

必要な食料の調達ができないときは、応援協定締結都市及びその他の市町村に次の事項を明示して応援を要請する。

ア 食料の要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他必要な事項

イ 炊き出し用具等の要請

人員、器具、燃料、数量、場所、期間、その他必要な事項

#### (2) 県への要請

他市町村などの応援でも十分な食料の調達ができないとき、又は、炊出し等に必要とする L P ガス、燃焼器具等の調達ができないときは、必要な事項を明示して県に応援を要請する。

#### 〈要請項目〉

- ア 調達斡旋を必要とする理由
- イ 食料の品目別の調達要請量
- (ア) 自己の調達可能量
- (イ) 他市町村への調達要請の有無及び調達見込量
- ウ 必要なLPガスの量
- エ 炊き出しに必要な器具、種類及び数量
- オ 引き渡しを受ける場所及び引き受け責任者
- カ 連絡課及び連絡責任者
- キ 荷役作業員の派遣の必要の有無
- ク 経費負担区分
- ケ その他必要事項
- (3) 県の行う応援要請
- ア 被災地以外の市町村に対しての指示又は調整
- イ 自衛隊への要請
- ウ 他都道府県に対しての要請
- エ 国 (関東経済産業局) に対しての要請

# 4 村民及び自主防災組織

- (1) 緊急物資は、原則として家庭及び自主防災組織の備蓄並びに村民相互の助け合いによって可能な限り賄うものとし、これによって賄えない場合は、村に供給を要請する。
- (2) 自主防災組織等は、村が行う緊急物資の配分に協力する。
- (3) 自主防災組織等は、村が行う炊き出しに協力し、自らも炊き出しを行う。
- (4) 炊き出し等に必要な燃料の確保のため、地域内の L P ガス販売業者等の協力を得て、使用可能な L P ガス、 燃焼器具等を確保するものとする

## 5 食料の衛生管理、栄養指導体制

食料の衛生管理及び栄養指導については、「第 17 節 保健衛生・防疫活動」の食品衛生監視及び栄養指導により実施する。

# 第16節 給水活動

(実施担当: 総務課・建設課)

給水施設の破損や飲用水の汚染により、飲料水を得られない者に対する応急給水活動について必要な事項を定める。

# 1 飲料水の調達

- (1) 飲料水は、各簡易水道等の水源を使用する。
- (2) 村のみで対応が困難な場合は、支援要請を行う。
- (3) 村民に対し、ポリタンク等給水用具の確保を行うよう呼びかける。
- (4) 応急給水の目標量は以下のとおりとする。

時系列		期間	水量 (ℓ/日)	水量の用途内訳
第1次給水	(混乱期)	災害発生から3日間	3	生命維持のため最小限必要量
第2次給水	(復旧期)	災害発生から3日間	3~20	調理、洗面等最低生活に必要な水量
		8日から1カ月まで	20~100	最低の浴用、洗たくに必要な水 量
第3次給水	(復興期)	1カ月から完全復旧まで	100~ 被災前水量	通常給水とほぼ同量

## 2 給水用資機材の調達

村で配備しておく応急給水用機器を配備しておくが、資材に不足を生じたときは、県、県水道協議会及び近隣市町村に要請する。

## 3 飲料水の供給方法

(1) 応急飲料水の確保

上水道水源及び配水池から給水タンク又は容器等を用いて車両等により搬水する。なお、上記の水源から確保 出来ない場合には、県にろ水器の提供を要請し、プール、河川等の水を浄化し、供給する。

(2) 被災者への給水

原則として避難場所を給水場所とし、自主防災会等の協力を得ながら保有機材を用いて飲料水を搬送する。 広範な地域に給水が必要となる場合は地区別に貯水用の水槽等を用意し、給水の迅速 化を図る。 また、災害 後できる限り早く仮設共用栓等を各給水拠点に設置し、生活に必要な最低 限の水を供給するよう努める。

(3) 広報活動

給水活動を行う際には、防災無線や広報車等を活用し、水道施設の被害状況汲び給水場所、給水時間を 広報する。 また、自己努力によって飲料水を確保する村民に対し、衛生上の注意を広報する。

(4) 一般家庭の残留塩素量の測定

被災地区で給水栓に水が残った場合や未被災地区の給水栓についても、残留塩素量の 検査を行うとともに、 井戸水を飲用している家庭についても、北信地方事務所環境課 等と協力して安全性の確認を図る。

(5) 指導監督

給水を実施する場合は、北信地方事務所環境課に指導監督を依頼するものとする。

(6) 村民及び自主防災組織

- ア 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は 特に衛生上の注意を払う。
- イ 村の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬、配分を行う。
- (7) 給水施設の応急復旧

被災による損傷箇所の緊急復旧作業は、産業建設課の非常体制により措置するものとする。

## 4 応援要請

給水活動は可能な限り最善を尽くして行うが、需要に応じ切れないときは、「長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱」に基づく応急給水の要請を行うとともに、状況に応じて他市町村、県、自衛隊等に応援を依頼するものとする。

- (1) 村が県に要請すること
  - 村において給水措置が困難な場合には、村長は次の事項を明らかにし県へ要請するものとする。
  - ア 給水対象人員
  - イ 給水期間及び給水量
  - ウ 給水場所
  - エ 給水器具、薬品、水道用資材等の品目別必要数量
  - オ 給水車両のみ借上げの場合、その台数
  - カその他必要事項
- (2) 県が村の要請に基づき実施すること
- ア 隣接市町村、自衛隊又は国に対する協力要請
- イ 資機(器) 材等の調達に係る市町村間での調整、又は国に対する協力要請

# 第17節 生活必需品の調達供給活動

(実施担当: 総務課・民生課)

被災者の生活の維持のため必要な燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を 実施する。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留 意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとと もに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努めるものとする。

## 1. 村の実施体制

(1) 生活必需品供給対象者

供給対象者は、災害による住家被害等のため日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又は棄損し、 資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

- (2) 生活必需品の範囲等
  - ア 寝具(毛布、布団等)
  - イ 被服(肌着等)
  - ウ 炊事道具(鍋、炊飯器、包丁等)
  - エ 食器 (茶わん、皿、はし等)
  - オ 保育用品(哺乳びん等)
  - カ 光熱材料(マッチ、ローソク、プロパンガス)
  - キ 日用品(石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等)
- (3) 調達体制 生活必需品の調達は、商工会、生活協同組合及び農業協同組合に在庫物資の供給による協力を要請して、必要量の確保に努める。 また、被災状態、物資の種類、数量等を勘案して、物資購入(配分)計画表を作成し行うものとする。
  - ア 災害時における食料品等の供給協力締結先等から調達する。
  - イ 業者の取扱い物資在庫量(供給可能量)を直ちに把握する。
  - ウ 調達した被服、寝具その他生活必需品の運送については、原則として当該物資発注 先の業者等において措置し、措置できないときは、村が措置するものとする。
  - エ 被災の状況等により、村において十分な量が確保できないときは、県又は他市町村に調達、供給を依頼し調達する。
  - オ 物資輸送拠点の開設準備を行う。
  - カ 物資の集積配分業務を円滑に行うため、物資輸送拠点には必要に応じて村職員を派遣する。
  - (4) 供給・配分 被災住民への生活必需品の供給・配分を次により行う。
  - ア 生活必需品を供給するときは、避難所ごとにそれぞれ責任者を定めて受入確認及び受給の適正を図る。
  - イ 村民への事前周知等を行い、自主防災組織の協力を求めて公平な配分を図る。
  - ウ 要配慮者への優先配分を図る。

## 2. 県の実施体制

県は、村から要請のあった場合又は必要と認めた場合は、生活必需品が円滑に供給されるよう次の措置を講ずる。

- (1) 備蓄生活必需品の放出、供給
- (2) 関係企業への供給の要請
- (3) 県指定輸送拠点への迅速な輸送、集積

# 3. 広域的調達体制

- (1) 応援協定締結都市等への要請 必要な生活必需品の調達が十分にできないときは、応援協定締結都市及びその他市町 村に応援を要請する。
- (2) 県への要請 他市町村などの応援によっても十分な調達ができないときは、必要な事項を明示して県に応援を要請する。

## <要請項目>

- ア 調達、斡旋を必要とする理由
- イ 品目別の調達要請量
  - (ア) 自己の調達可能量
  - (イ) 他市町村への調達要請の有無及び調達見込量
- ウ 引き渡しを受ける場所及び引き受け責任者
- エ 連絡課及び連絡責任者
- オ 荷役作業員の派遣の必要の有無
- 力 経費負担区分
- キ その他参考となる事項

# 4 村民及び集落組織

- (1) 緊急物資は、原則として家庭及び集落組織の備蓄並びに村民相互の助け合いによって可能な限り賄うものとし、これによって賄えない場合は、村に供給を要請する。
- (2) 自主防災組織等は、村が行う緊急物資の配分に協力する。

# 第18節 保健衛生・感染症予防活動

(実施担当:総務課・民生課)

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

# 1 保健衛生活動

- (1) 被災者の避難状況を把握し、北信保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告する。
- (2) 避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化、生活再建等の不安等により、被災者が精神的不調を引き起こすことが考えられるので、精神相談等を行い、必要に応じて専門病院での精神科治療を受けることができるよう措置する。
- (3) 県と連携し、要医療者及び慢性疾患者等に、医療・保健情報を提供すると等の継続ケアに努める。
- (4) 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、集団給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。

# 2 巡回健康相談・保健指導

保健師等が避難所、被災地区、仮設住宅等を巡回し、健康相談を行う。被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を行い、特に高齢者、障がい者等、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮をする。必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者の協力を得つつ、計画的に実施する。

- ア 寝たきりの者、障がい者、乳幼児、妊産婦等、要配慮者の健康状態の把握と保健指導の実施
- イ 結核、難病、精神障がい者等への保健指導の実施
- ウ インフルエンザや感染症予防の保健指導の実施
- エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導の実施
- オ 不安、不眠等の除去、メンタルヘルスへの対応
- カロ腔保健指導の実施

### 3 避難所等の生活環境の整備

避難場所の生活環境を確保するため、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、 清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるとともに必要となる施設整備を行う。また、 避難所、仮設住宅等における被災者の状況を把握し、その生活環境の整備について以下の必要な指導、助言及び 処置を行う。

- ア 食生活の状況、食中毒の予防
- イ 衣類、寝具の清潔の保持
- ウ 身体の清潔の保持
- エ 室温、換気環境の整備
- オ睡眠、休養の確保
- カ居室、便所等の清潔
- キ プライバシーの保護

## 4 感染症予防対策活動

- (1) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時は迅速に対応する。
- (2) 災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び点検、機材、薬剤等の確保を図る。また、消毒用薬剤 及び資材等については、非常時に備えて、購入薬局等を把握しておく。
- (3) 感染症発生の予防のための組織を設け、速やかな感染症予防活動が開始できるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。
- (4) 感染症の発生を未然に防止するため、北信保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講ずる。また、避難所の施設管理者を通して、衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。
- (5) 災害発生時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。
- (6) 感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、「感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接 種を県の指示に応じて実施する。
- (7) 関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額をとりまとめるとともに、北信保健福祉事務所を経由して県へ報告する。
- (8) 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書をとりまとめ、北信保健福祉事務所を経由して県に提出する。
- (9) 災害感染症予防活動完了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して 把握する。 なお、災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、激甚災害及び当 該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、北信 保健福祉事務所を経由して県に提出する。

### 5 食品衛生監視

北信保健福祉事務所は、村から要請があったとき、又は必要と認めたときは次の活動を行う。

- (1) 緊急食品の配給に対する食品衛生確保
- (2) 炊き出し施設の把握と食品衛生指導
- (3) 井戸水等の水質の安全確保と減菌の指導
- (4) 食品関連被災施設に対する監視指導
- (5) 食品衛生協会との連携

### 6 栄養指導

村は、県及び他関係機関の協力を得て、被災地において次の活動を行う。

- (1) 炊き出しの栄養管理指導 炊き出しの内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行う。
- (2) 集団給食施設への指導 施設の状況を調査し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等の問題が生じないよう指導する。
- (3) その他災害発生時における栄養相談及び指導 被災生活の中で、健康維持のための食品等の入手や、調理方法に問題を抱える被災者からの相談に対して、情報提供を含めた対応を実施する。

# 第19節 遺体等の捜索及び処置等の活動

(実施担当:総務課・民生課・消防団)

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される 者の捜索は、村が 県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。 また、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その 処理を遅滞なく進める

# 1 行方不明者の捜索

- (1) 行方不明者の捜索は、警察、消防団を中心とし、地域住民の協力を得て捜索活動を行うとともに、捜索に必要な機械器具等を借り上げて実施する。
- (2) 行方不明者を発見し、応急救護を必要とする場合は、速やかに医療機関に収容する。
- (3) 村は、県に対して、捜索の対象人員及び捜索地域等、捜索状況を報告するとともに、必要により自衛隊の派遣要請について知事に依頼する。

## 2 遺体の収容処理

- (1)遺体の収容
  - ア 村は、被災現場付近の公共建築物又は寺院等の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。 なお、場所についてはあらかじめ選定しておく。 また、収容に必要な機材を確保する。
  - イ 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。
- (2)遺体の検案・処置等
  - ア 村は、警察及び医療機関等の協力を得て、遺体の検案(医師による死因その他の医学的検査)を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。
  - イ 村は、県及び警察と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等に関し、報道機関等を通じて、村 民に対する広報に努める。
- (3) 身元不明遺体の処理
  - ア 身元不明の遺体については、村が警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。
  - イ 遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱う。

## 3 遺体の埋・火葬

- ア 身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。
- イ 外国籍村民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置を協議する。

#### 4 応援要請

村は、遺体の運搬車、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、「長野県広域火葬計画」等に基づき要請する。

# 第20節 廃棄物処理応急対策

(実施担当:民生課)

災害時には、大量に発生する災害廃棄物、生活ごみ、し尿等の収集・運搬及び処理・処分業務を適切に行い、生活環境の保全、村民の日常生活の再開を図るため、廃棄物処理等について必要な事項を 定める。

## 1 被害状況の調査、把握

村は、被災地における衛生環境を確保するため廃棄物の処理活動を行うとともに、廃棄物の発生状況、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、県へ連絡する。

# 2 廃棄物処理のための組織

廃棄物処理活動の組織は「総括班」、「生活ごみ班」、「し尿処理班」、「災害廃棄物処理班」としてそれぞれ連携して対応する。

(1) 総括班

災害対策本部との調整及び廃棄物処理業務に関わる職員、ボランティア等の宿泊先、トイレ、飲料水、食料等の確保に関して対応する。

(2) 災害廃棄物処理班

災害によって大量に発生が予想される災害廃棄物の処理について対策を行う。

(3) 生活ごみ班

災害発生以降に排出される生活ごみの処理について対策を行う。特に、避難所などから排出される生活ごみに関して対応する。

(4) し尿処理班

災害発生以降に排出される、し尿の処理について対策を行う。特に、避難所・仮設トイレなどから排出されるし尿 に関して対応する。

### 3 災害廃棄物の処理

(1) 発生量の予測

災害対策本部の収集した被害情報等により、家屋の倒壊や焼失による廃材等、災害廃棄物の発生量を予測する。

- (2) 災害廃棄物処理
  - ア 集積場所及び仮置場の確保

被害状況に応じて、災害廃棄物の集積場所及び仮置場を確保する。

- イ 収集・運搬体制
  - (ア) 倒壊家屋、焼失家屋の廃材等の運搬・解体処理については、原則として被災者自らが行うものとする。但し、災害の規模や状況によっては、公費負担制度について県・国と協議する。
  - (イ) 道路等に散在し緊急に処理する必要がある場合は、村が収集・運搬を行う。
  - (ウ) 災害廃棄物の収集・運搬は、大規模な動員体制が必要となるので、運搬車両・建設重機や作業員の確保等について特定建設共同企業体等に協力を要請するとともに、県及び他市町村に応援を要請する。

(I) 積込み現場から集積場所の間の障害物を優先的に除去し、輸送路を確保する。

#### ウ 処理体制

大量の災害廃棄物が発生し、村が解体・収集・運搬及び処分を行う必要が生じた場合は、種類別の発生量を把握するとともに、処理を計画的に実施するため、災害廃棄物処理対策組織(民生課・建設課)を中心に対応するものとする。また、発生現場や仮置場でコンクリート瓦礫、金属、廃木材等の分別を徹底するとともに、仮置場に破砕、分別等の機械設備を設置して、焼却量・埋立処分量の減量化とリサイクル化を積極的に推進する。

### エ 収集・運搬・処理の応援要請

災害廃棄物を計画的に処理するため、長野県産業廃棄物協会、長野県建設業協会、長野県解体工事業協会等に協力を求め、運搬・処理体制の確立を図る。

# (3) 生活系ごみ処理

## ア 被害状況の把握

災害対策本部の収集した被災情報等を参考に、次の項目につき地区別の被害状況を調査・把握するととも に、ごみ排出量を予測する。

- (ア) ごみ収集車の収集運搬経路
- (イ) 避難状況 (避難所の数、避難者の人数等)
- (ウ) ごみ処理施設の損傷状況

## イ 応急収集運搬計画の策定

ごみ排出量の予測に基づき、被害状況に即した応急収集運搬計画(集積所・仮置場などからの運搬ルート等)を速やかに策定する。

#### ウ 応急集積所の確保

各処理場の被害状況及びごみの発生量に応じて、応急集積場所(仮置場)を確保する。その場合、消毒薬品を散布するなど衛生面に配慮する。

## エ 収集・運搬・処理の応援要請

収集運搬に必要な車両、要員の確保及び処理施設の使用について、関係業界、県及び他市町村に応援を要請する。また、ごみの処理に必要な処理業者が不足し必要と認める場合は、県に手配を要請するものとする。

#### オ 臨時収集場所の設定

道路の寸断や障害物等によりごみ収集ができない地域等、収集車の運行が困難な地区については、臨時の収集場所(仮置場・中継地)を設定する。

# カ 地域住民の協力

臨時収集場所の設置や埋め立てごみの収集活動等は、各集落組織に協力を求め実施する。

#### (4) し尿処理

災害対策本部の収集した被災情報等を参考に地区別の被害状況を調査・把握するとともに、し尿発生量を予測し、必要収集車両及び人員数を把握して収集・処理計画を作成する。

### ア 初期対応

- (ア) 災害発生直後のトイレ使用の混乱を避けるため、家庭でのトイレの使用、避難所でのトイレの使用について素 早い情報提供を実施する。
- (イ) 通常のくみ取り作業については一時中断し、避難所を優先することとし、状況を見ながら通常の収集体制に移

行するものとする。

- (ウ) 農業集落排水処理施設及び個別浄化槽の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、村民に水 洗便所を使用せず、仮設便所等で処理するよう指導する。
- (I) し尿処理業者による処理が困難な場合は、長野県環境整備事業協同組合の応援を求める。

## イ 仮設便所の設置

し尿の収集や水洗トイレが使用できない状況となったとき、次により仮設トイレを設置する。また、し尿処理については、防疫に留意し、し尿収集運搬許可業者に委託し、避難所に設置された仮設トイレから可能な限り早期の収集に努めるものとする。

- (ア) 汲み取り地域でバキューム車による収集が不能となった地区
- (イ) 水洗トイレの使用が不能となった地区
- (ウ) 避難所の便所が不足するか、使用不能となった場合
- ウ 収集・運搬・処理の応援要請

バキューム車、収集要員の確保及び処理施設の使用について関係業界、県及び他市町村に応援を要請する。

# 第21節 社会秩序の維持、物価安定等に関する対策

(実施担当:総務課)

災害発生後、被災地域において社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるため、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要があり、これらについて関係機関は適切な処置を講ずる。

# 1 社会秩序の維持(飯山警察署)

災害発生時には、災害に便乗した、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。したがって、社会秩序を維持するため、関係機関による広報啓発活動の推進、防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施等の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を取締り、検挙する必要がある。

- (1) 災害に便乗した窃盗事犯の取締り
- (2) 災害に便乗した悪質商法事犯の取締り
- (3) 災害に便乗した産業廃棄物の不法処分事犯の取締り
- (4) 広報啓発活動の推進
- (5) 防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施

## 2 社会秩序の維持(村)

地震による地域社会の混乱を鎮め、民心を安定し、社会秩序を維持するため村が実施する対策について定める。

(1) 村民に対する呼びかけ

村長は、流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について呼びかけを実施するものとする。

(2) 警察に対する要請

村長は、地域社会の混乱を鎮めるため必要と認める時は、警察に対し応急措置の実施を要請する。

(3) 県に対する要請

村長は、当該地域の社会秩序を維持するため必要と認めるときは、県に対し応急措置及び広報の実施について要請する。

## 3 物価の安定、物資の安定供給

災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから生活関連物資の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等がおこるおそれがある。このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

(1) 村

ア 買占め売惜しみ、便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需要動向について調査、監視及び対策 (対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも村の管轄区域内に所在するものに限る。)を行うものとする。

(ア) 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。

- (イ) 特定物資の報告徴収、調査等
  - a 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行うよう県に要請する。
  - b 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の調査を実施する。
- イ 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請するものとする。
- ウ 情報の不足、混乱により、損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供するものとする。
- エ 買占め、売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの 相談に対応するため、 相談窓口等を設置するものとする。
- (2) 民間企業等 正常な取引環境を回復するため、小売店等では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図るものとする。
- (3) 村民 集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるものとする。

# 第22節 危険物施設等応急対策

(実施担当:総務課)

災害発生時に、危険物による火災・爆発・流出等を阻止、又は被害を最小限に抑えるため、各機関及び事業所 が講ずべき応急対策について定める。

## 1 共通事項

(1) 災害発生時における連絡

危険物施設等において災害が発生し又は発生する恐れがある場合、関係機関等との連絡体制を確立する。

(2)漏洩量等の把握

関係機関と連携の上、飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量とその流出先の把握 に努める。

(3) 危険物施設等の管理者等に対する指導

危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

(4) 周辺住民への広報の実施

周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保する。

(5)環境汚染状況の把握

必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。

(6) 人員、機材等の応援要請

必要に応じて、他の市町村に対して応援要請をし、応急対策等を行う。

## 2 危険物施設応急対策

(1) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずる。

(2) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

(3) 危険物施設の関係者等に対する指導

危険物施設の関係者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう、岳北消防本部の指導・協力を得て、次に掲げる事項について指導する。

ア 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに 施設周辺の状況 把握に努める。

ウ 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異状が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混

触発火等による火災の防止、タンク破損等による油の流出、異常反応、浸水等による危険物の拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講ずる。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

#### (ア) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

- (イ) 消防機関への通報危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに岳北消防本部に通報する。
- (ウ) 相互応援の要請 必要に応じ、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。
- (エ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置 消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を 行う。

# 3 高圧ガス施設応急対策

施設にガスの漏洩や、火災等の災害が発生した場合は、県、消防機関等関係機関と協力して、 施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。

- (1) 高圧ガス貯蔵施設等においてガスの漏洩、火災等が発生したときは、施設の管理者、従業員とともに、被害の拡大防止のための活動を迅速かつ的確に行う。
- (2) 警察、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

### 4 液化石油ガス施設応急対策

災害時における液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、県を通じて (一社)長野県エルピーガス協会に要請する。また、県及び岳北消防本部と協力して、関係機関、村民等に対し避難誘導等必要な応急措置について指導徹底する。

# 5 毒物、劇物保管貯蔵施設応急対策

- (1) 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。
- (2) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。
- (3) 消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

# 第23節 ライフライン応急対策

(実施担当:建設課・関係機関)

災害時、災害活動及び村民の生活再開に向け、重要なライフラインが被災した場合における各部、関係機関が行う応急復旧対策等について定める。

# 1 上水道(実施担当:建設課)

(1) 応急復旧対策 復旧作業については、水道事業者が自ら行う直営工事、又は、専門業者への外部委託により 復旧工事を行う。なお、大規模な災害においては、他市町村からの応援等により、復旧要員、資材、機材及び重 機等を確保し、早期の復旧を図る。

## ア 被害状況調査

- (ア) 班編成により被害の状況調査と点検を行う。
- (イ) 状況により、配水池の水の確保と水道管破損による二次災害防止のため、送配水管のバルブを停止する。
- イ 応急復旧計画の策定

被害状況調査結果に基づき、応急復旧計画を策定する。

ウ 工事業者の確保

地元の土木建設業者・管工事公認業者の協力を得るとともに、県内外の業者の応援を求める。

エ 機材の確保

資機(器)材製造業者及び販売店に、資機(器)材の提供の協力を要請する。

オ送配水管等の復旧

応急復旧計画に基づき、送配水管等の応急復旧工事を行う。

カ臨時給水栓の設置

応急復旧計画に基づき、臨時給水栓の設置を行う。

キ 給水管の復旧

応急復旧計画に基づき、量水器までの給水管の復旧工事を行う。

- ク 広報の実施
  - (ア) 被害の状況により給水を停止する場合
  - (イ) 被害の状況により断水のおそれが生じた場合
  - (ウ) 復旧の時期について、随時広報を実施し情報の提供を行う。

## 2 農業集落排水処理施設・設備(実施担当:建設課)

(1) 要員の確保

農業集落排水処理施設等管理者は、委託業者、管路施設維持管理業者、建設業者、公認業者等の民間 企業の応援を得て、あらかじめ定めた計画に基づいた緊急時の配備体制により、応急復旧要員の確保を図る。

(2) 応急対策用資材の確保

応急対策用資材及び機器等も、施設の被災状況に応じて民間業者の協力により、迅速に調達手配をし、応急復旧ができるよう確保に努める。特に、終末処理施設においては、給水や燃料供給が断たれる事態に対処できるよう配慮するものとする。

#### ○応急対策用資材及び機器

小口径管類、電線類、制御及び信号用ケーブル、アングル、銅板及び吊り金具、セメント及び砂、 土のう袋、可搬式ポンプ、発電機、管渠清掃用機械器具及び作業車、トラック等

## (3) 応急対策の実施体制

災害対策本部により、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び被害状況を把握するとともに、必要な体制を確保する。また、被害が甚大である場合には、他市町村に応援を求める等の措置を講ずる。ア 災害対策要領等に沿って、速やかに職員を非常参集し、必要な体制を整えるものとする。

- イ 被害が甚大である場合には、他市町村に応援を求める等の措置を講ずる。
- ウ 管路施設については、被害の拡大や二次災害の防止のための調査、重要な区間の被害概要を把握するととも に、必要に応じ応急措置を講ずる。
- エ 各ポンプ場・処理場については、人的被害につながる二次災害の未然防止や有毒ガス、燃料の流出防止等の ための元弁の完全閉止等の緊急点検を行う。また、施設の暫定機能確保のための調査など被害状況の概要を 把握して、必要に応じ応急措置を講ずる。

#### (4) 復旧計画の策定

## ア 被害状況調査及び点検

被害発生後、二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から速やかに調査及び点検を実施する。 排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を施す。

#### イ 緊急措置

二次災害防止の措置、処理機能の確保、排水機能の確保のため速やかに適切な措置を講ずる。土砂等の除去、ポンプ等による緊急排水機材を有する業者等の協力を得て行う。

#### ウ 復旧計画の策定

被害状況の調査及び点検に基づき、緊急度、工法等を勘案して、応急復旧計画を遅滞なく策定する。

### 3 電力施設(実施担当:電力事業者)

①応急復旧体制の確立

被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連各社との連携により、早期復旧体制を確立する。

②迅速な応急復旧活動

復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努める。村は、「災害時等における電力供給等の相互連携・協力に関する協定書」に基づき、中部電力パワーグリッド (株)の行う応急復旧活動に協力する。村は、「災害時における電気の保安に関する協定書」に基づき(一財)中部電気保安協会長野支店に対し支援を要請する。

## ③二次災害防止

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして 広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。このため、村は電力会社からの要請に基づき、CATV告知無 線等により、村民に対する広報活動を行う。

## 4 通信・放送施設

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。これらの確保を図るため、必要な整備計画の策定に努める。

- ①防災行政無線等通信施設の応急活動
- (1) 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。
- (2) 通信施設が被災した場合には、村職員と業者により復旧活動を行い、通信の確保に努める。
- (3) 停電が発生した場合は、予備電源を確保して応急の対応を図り、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- (4) 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。
- (5) 災害時用通信手段なども使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な 通信手段を持つ機関に通信を依頼する。
- ②電気電話施設の応急活動

村は、東日本電信電話(株)、(株) N T T ドコモ、K D D I (株)、ソフトバンク(株) )と連携し、各社が実施する施設の復旧活動に協力する。また、災害の状況により、避難所等に無料特設公衆電話が設置された場合や、災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板等の提供が実施された場合には、村民に対する広報活動によりその利用方法等について周知する。

## 5 鉄道施設

- 1 村の応急復旧活動
- (1) 道路との交差部において鉄道施設の早期応急復旧のため、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図る。
- (2) 道路内には、色々なライフラインが地下埋設されていることから、道路を掘削する場合には、他の占用埋設物件の情報を提供し、他のライフラインの損傷の防止を図る。
- (3) 同一箇所での2者以上の応急活動がある場合には、工事現場が輻輳しないよう必要に応じ調整する。
- 2 東日本旅客鉄道(株)の応急復旧活動

鉄道施設を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧に努め、輸送の確保を図り、その社会 的使命を発揮しうるよう、線路、施設等が自然現象から受ける環境変化を的確に把握し、広域自 然災害に対応する防災施策を樹立するとともに、関係行政機関、地方自治体その他関係機関との 密接な連携のもとに万全の措置を講ずる。

(1) 旅客公衆等の避難

災害時における旅客公衆及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法並びに緊急輸送のための計画を定めておく。

(2) 水防、消防及び救助に関する措置

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておく。

(3)建設機材の現況の把握及び運用

当社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、 災害時には緊急使用しうるよう、その方法及び運用について、定めておく。

(4) 駅構内等の秩序の維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、鉄道警察隊との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な誘導等、災害警備活動の実施要領を定めておくとともに、随時、関係社員

の訓練を行い、旅客公衆の安全の確保を期する。

# (5) 災害復旧

# ア 災害復旧の実施の方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施する。

# イ 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後可及的速やかに、本復旧計画をたて、これを実施するものとする。 本復旧計画の実施に当たっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良 事項を考慮して、その適正を期する。

# 第24節 公共土木施設等応急対策

(実施担当:建設課)

災害により公共土木施設(道路、河川、砂防、治山等)が被害を受けた場合の迅速な復旧及び二次災害の防止のための応急対策について定める。

# 1 公共土木施設応急対策

応急対策及び復旧対策を以下の体制で実施する。

# 2 道路及び橋梁応急対策

1 被害状況の把握

道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、北信建設事務所、飯山警察署等の関係機関及び村民等から情報を収集する。

### 2 交通の確保

- (1)被害状況について速やかに県に報告し、警察署等関係機関と連携を図りながら迂回道路の選定、交通規制 等を行い、交通の確保に努める。
- (2) 路上障害物の除去等により、緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。
- (3) 道路利用者に対しては、的確に災害の状況、交通規制、迂回道路等の情報提供を行う。
- 3 応急復旧
- (1) 北信建設事務所、長野国道事務所等の関係機関と協議し、緊急輸送道路の機能確保のための応急復旧 を最優先に実施する。
- (2) 各避難所までの連絡道路や、孤立地域への輸送道路等の確保を図るため、関係機関と協力し、速やかに応 急復旧工事を行う。
- (3) 村のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

### 3 河川、砂防及び治山施設応急対策

- 1 河川施設等応急対策
- (1)被害の拡大を防止するため、水防上必要な監視、警戒、通報及び水防上必要な資機材の調達等の水防活動を実施する。
- (2) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (3) 北信建設事務所等と密接に連絡をとり、適切な水防活動及び応急復旧対策を実施する。
- (4)被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。
- 2 ダム施設応急対策

ダムの管理者は、臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるものとする。この場合、ダムから行う関係機関及び一般村民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定によるものとするが、村はこれに協力する。

- 3 ため池災害応急活動
- (1) 災害の発生によりため池が決壊した場合、若しくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに被害の実態について把握し、県及び関係機関へ通報する。

- (2) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- (3)被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。この場合、応急対策の実施者が二次災害に巻き込まれないよう努める。
- (4) 「大雨特別警報時の農業用ため池緊急点検等要領」に基づき、ため池管理者とともにため池の点検を行う。
- 4 地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、砂防設備
- ① 大規模土砂災害対策
- (1)警戒避難情報を村民に提供し、適時適切に避難指示、避難指示等の処置を講ずる。
- (2)必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の出動を要請するものとする。
- (3) 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン 事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

#### ②地すべり等応急対策

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために応 急工事を実施する。

- (1) 警戒避難情報を村民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずる。
- (2) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。
- (3) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の出動を要請するものとする。
- (4) 災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。
- ③土石流対策
- (1) 被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために 応急工事を実施する。
- (2)警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講ずる。
- (3)必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の出動を要請するものとする。
- (4) 災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

# ④がけ崩れ応急対策

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために応 急工事を実施する。

- (1)警戒避難情報を村民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずる。
- (2) 崩壊被害拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。
- (3) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の出動を要請するものとする。
- (4) 災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

## 4 経費負担区分

- (1) 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。
- (2) 緊急の場合における応急復旧の経費

村長が区域内で他の管理者に属する道路を、緊急応急復旧した場合の経費は、当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁する暇がない場合は、応急復旧を実施した村長が、その経費の一時繰替

支弁をすることができるものとする。

# (3) 仮設道路の設置に要する経費

新たに応急仮設道路を設置した場合の経費は、その都度、当該道路管理者と村が協議してその負担区分を定めるものとする。

# 第25節 建築物災害応急対策

(実施担当:建設課、教育委員会事務局)

災害により建築物への被害が生じた場合、建築物の安全確保及び建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、 速やかに被害状況を把握し、落下物等の危険性があるものについては応急措置を講ずるなど迅速な復旧に必要な応 急対策について定める。

## 1 公共建築物

災害発生後、応急活動の拠点ともなる建築物であるため、機能を確保するため速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。応急対策は、災害により施設が被害を受け、施設設置の目的及び関連する事業に重大な支障を生じ、あるいはそのまま放置することが被害を拡大させるおそれがある場合等は、必要に応じて本格的な復旧に先立ち必要最小限の応急復旧等、適宜の措置を講ずる。

- (1) 庁舎、社会福祉施設、村営住宅、村立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、施設及び設備を点検し、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。各施設管理者は、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。
  - ア 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずるものとする。
  - イ 村が管理する旅客施設等に係わる利用者の避難誘導体制等の整備を図るとともに、 関係公共機関、関係 事業者が管理する域内の交通施設等に係わる避難誘導体制等の整 備を指導するものとする。

## (2) 診療所等

施設・設備の被害状況を把握し、診療を再開するための応急措置を講ずる。

- ア 患者、利用者等への情報伝達手段を確保する。
- イ 地震に関する情報並びに避難所、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。
- ウ 診療所等においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。

# 2 一般建築物

住宅や宅地が被災した場合、地盤沈下による浸水等の二次災害から村民の安全の確保をするため、速やかに被害状況を調査し、立入禁止等の必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて県に応急危険度判定士の派遣を要請し、危険度の判定を実施する。また、災害の規模が大きく、村において人員が不足する場合は、県もしくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。

#### (1) 応急危険度判定

村は、被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、4に定める応急危険度判定士の派遣要請を行い、危険建築物と表示された建物所有者等への指導、助言を行う。

## (2) 宅地危険度判定

村は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定める。

# (3) 住宅応急修理

災害救助法が適用された場合には、県が実施することになる。県から委任された場合は、建設業者の協力を得て応急修理を行う。必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

- ア 対象者
- (ア) 住家が半焼、半壊した世帯
- (イ) 自らの資力、縁故者の援助で修理ができない世帯
- イ 修理の基準
- (ア) 修理対象

居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要最小限の部分

- (イ) 費用基準
- 災害救助法が適用された場合に準ずる。
- (ウ) 修理方法

現地調査により作成した設計書に基づき、建設業者に請け負わせ修理する。

- (I) 修理期間
- 災害発生から1ヶ月以内とする。これにより足りない場合は知事の承認を受けて期間を延長する。
- ウ 建築業者等の協力要請
- (ア) 応急修理が速やかに行われるように建設業者の協力を求める。
- (イ) 建築資材の調達及び労働者の動員を求める。
- (4) 建築物の所有者等が実施する対策

建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し危険箇所への立入禁止等必要な措置を講じるものとする。

# 3 文化財

村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき次の対策について万全を期するよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

- (1) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- (2) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。
- (3) 所有者は、災害の原因、被害概況及び応急措置その他必要事項を調査し、村教育委員会へ報告し、被害状況に応じ、被害拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会等の指導を受けて実施する。

# 4 応急危険度判定士の派遣要請

被災した建築物について余震等による倒壊等の二次災害を防止するため、県に応急危険度判定士の派遣要請を行い、応急危険度判定を実施する。

- (1)応急危険度判定士の派遣を要請する場合において、安全かつ迅速な判定が行えるよう次の事項を整備するものとする、
  - ア 応急危険度判定を要する建築物又は地区の選定
- イ 被災地域への派遣手段の確保
- ウ 応急危険度判定士との連絡手段の確保

### 5 積雪への対応

積雪により、被災した建築物についての危険度判定が、早急に実施できない場合、その判定や応急修理の対応時期については、適切な時期に行うこととする。

# 第26節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

(実施担当:建設課・総務課・消防団)

地震発生時に、被害を最小限に抑えるには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要であるため、体制・資機(器)材の整備、強化、広域応援体制を整備するとともに、土砂災害危険箇所等の危険度を応急的に判定し、諸対策を実施する。また、風水害においては、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。また、堤防等の被害による再度災害、風倒木の流出による二次災害防止対策を講ずることとする。

# 1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害防止対策

(1) 建築物や宅地関係

被災した建築物や宅地について、災害等による倒壊等の二次災害から村民を守るための措置を講ずる。

(2) 道路·橋梁

道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害を防止するための措置を講ずる必要がある。そのため、村の区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県・国へ報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧工事を行うものとする。

## 2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

災害の発生後、危険物施設等の損傷による危険物の流出、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、 施設の点検、応急措置、関係機関への連絡等、被害の拡大防止のための活動が必要である。

# 3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の発生を防止

風水害による浸水被害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるため、また、再度災害の発生を防止するため の応急活動を実施する。また、地震発生後の洪水又は余震等により河川施設等に二次的な災害が考えられる場合 は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する。

# 4 風倒木対策

豪雨災害時には、渓流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となる他、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講ずる。

## 5 山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害防災対策

大雨や地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の降雨や余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生等の危険があり、これによる二次災害から村民等を守るための措置を講ずる。

## 6 土砂災害の発生、拡大防止

発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、土砂災害危険個所の点検を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や村民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うものとする。

# 第27節 農林産物·農林施設災害応急対策

(実施担当:農政課)

災害時の農林業生産基盤、農作物・家畜及び各生産施設等への応急対策について定める。

## 1 農水産物災害応急対策

村は、県及び農業団体等と協力して、被害を受けた作物の技術指導を行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

- (1)農業農村支援センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を北信地域振興局に報告する。
- (2) 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。 周知すべき作物別の主な応急対策は次のとおりである。

### ア 水稲

- (ア) 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後、速やかにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。
- (イ) 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。
- (ウ) 水路等が損壊した際は、修理し、かん水できるようにし、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。

## イ 果樹

- (ア) 浸水・滞水した園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂排出、中耕などを行う。
- (イ) 倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。
- (ウ) 果実や葉に付着した泥は、速やかに洗い流す。
- (エ) 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。

# ウ 野菜及び花き

- (ア)浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第、浅く中耕し、生育の回復を図る。
- (イ) 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。
- (ウ) 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
- (エ) 茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。

### エ 畜産

- (ア) 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り、疾病及び病害の発生を防ぐ。
- (イ) 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って、適期、 刈取りに努める。
- オ 水産養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り、疾病及び病害の発生を防ぐ。

## 2 林産物災害応急対策

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため、速やかに除去するとともに、森林病害虫の発生防除等の徹底に努める。また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。 村は、被害状況を調査し、その結果を北信地域振興局に速やかに報告し、応急復旧のため、技術指導等の必要な措置をとる。

## 3 ため池災害応急活動

ため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する

- (1)被害が生じた場合は、速やかに県及び関係機関へ報告するものとする。
- (2) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させるものとする。
- (3)被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施するものとする

# 第28節 文教対策

(実施担当:教育委員会)

小学校、中学校、保育園(以下この節において「学校等」という。)は、多くの幼児及び児童生徒(以下この節において「児童生徒等」という。)を収容する施設であり、災害発生時においては、学校長及び園長(以下この節において「学校長等」という。)の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。このため、村は県と協力し、あらかじめ定められた計画に基づき、避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

## 1 教育委員会

## (1) 応急措置

ア 文教施設、社会教育施設等における被害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に応じた救急計画を立てる。

- イ 学校、社会教育施設等から正確な情報の収集伝達に努め、応急措置について指示連絡するとともに復旧計画を策定する。
- ウ 被害状況等を関係機関等へ報告する。
- エ 学校に対し、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施を指導する。
- オ 応急教育のための施設又は教職員の確保等について必要がある場合は県へ要請するものとする。

## (2) 復旧措置

- ア 長期間学校等が使用不能の場合は、他の公共施設の確保を図り、早急に授業再開を期する。
- イ 被害の状況により、応急プレハブ教室の設置、あるいは最寄りの学校に被災校の児童生徒等を臨時収容するなどの処置をとるものとする。
- ウ 学校施設の管理運営及び学校教育に必要な業務用資材、学習用品、その他応急物品の確保を図るとともに、 被災児童生徒等に対する就学援助の措置を学校と連絡のうえ 行い、必要に応じて学校に配布する。

## 2 学校

学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び復旧対策に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。

#### (1) 応急措置

ア 児童生徒等の在校中

- (ア) 児童生徒等を完全に掌握、安全確保のため適切な指示と誘導を行う。
- (1) 使用中の火気及び薬品類を始末するとともに、初期消火と重要物品の搬出等防災に努める。
- (ウ) 災害発生後、速やかに児童生徒等及び教職員の人員の確認を行うとともに、負傷者がいる場合は応急手当をする。
- (I) 被災状況を調査し、教育委員会、警察署、消防本部及びその他関係機関への速報報告をする。
- (オ) 教育委員会の指示又は学校長の判断により、避難場所へ誘導、あるいは保護者への引き渡し帰宅等の適切な処置をとる。
- (カ) 村民等の避難場所としての開設と運営の協力にあたる。
- イ 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護
- (ア) 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十

分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を 決定する。

- (4) 災害の状況によっては、教職員が引率して集団下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
- (ウ) 災害の状況及び児童生徒等の状況により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所で保護する。
- ウ 児童生徒等の心のケア

生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒等の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策を実施する。

#### 2) 復旧措置

- ア 被害の状況に応じ、教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等の適切な措置を講ずるものとする。
- イ 避難した児童生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問する等して、避難生活に関する指導を行うよう努めるものとする。
- ウ 災害により教科書、教材、学用品等を失った児童生徒等については、これらの供与に努めるものとする。
- エ 学校長は、速やかに平常の教育に復するように努めるとともに、職員等に不足を生じたときは、教育委員会に補充を要請し、その確保に期するものとする。
- オ 授業の再開にあたっては、施設の復旧あるいは児童生徒等の家庭の被災状況等を考慮し、教育委員会及び関係機関と密接な連絡のもとに行い、登下校の安全確保等に留意する。

# 3 社会教育施設

## (1) 応急措置

#### ア 開館時

- (ア) 災害発生とともに、火気を始末のうえ、状況に応じて利用者を屋外へ避難誘導し、安全確保に努める。
- (イ) 被害の状況を調査し速やかに教育委員会に報告する。
- イ 閉館時

災害の状況に応じ、あらかじめ定められた災害対策業務に基づき、適切な処置をとる。

## (2) 復旧措置

復旧計画に基づき、施設を整備し、利用再開に努める。

## 4 給食施設

## (1) 応急措置

- ア 災害発生とともに、電源を切り、火気の始末をする。
- イ 給食施設の被害状況を調査するとともに、実態に応じて学校給食の中止、あるいは、緊急給食に備える。
- ウ 災害により学校給食用物資(小麦粉、米穀、牛乳・脱脂粉乳等)の補給に支障をきたしているときは、公益 財団法人長野県学校給食会と連絡をとり、必要な措置をとる。
- エ 施設が被災したときは、継続して利用できる残存施設等について調査を行い、必要な措置をとる。

### (2) 復旧措置

- ア 被災施設は、授業の再開に合わせて、給食が提供できるよう物資の確保と、施設の復旧を図るものとする。
- イ 学校が避難所となっている場合は、米飯の炊き出し施設としての利用に協力する。
- ウ 施設・整備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。

## 5 文化財等

- (1) 応急措置
  - ア 文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとるものとする。
  - イ 盗難防止に努めるものとする。
  - ウ 文化財が破損した場合は、速やかに資材の散逸を防止するための措置をとるものとする。
  - エ 被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁及び県教育委員会の指導を受けながら実施するものとする。

# (2) 復旧措置

文化財を所有する関係団体等は、災害の原因、被害の状況及び応急措置その他必要事項を調査し、教育委員会へ報告するものとする。

## 6 児童生徒等及びPTA

- (1) 被害の状況により、臨時休校等の措置がとられた際は、学校からの指示連絡に基づき、授業の正常化に努める。
- (2) PTAは、その組織を活用し、災害復旧活動に協力する。

## 7 村長の要請事項

村長は、学用品の調達、応急教育の実施等が困難な場合は、県の実施事項により県へ要請するものとする。

# 8 村長の要請に基づく県の実施事項

- (1) 応急教育施設の斡旋確保
- (2) 集団移動による応急教育の施設の斡旋及び応急教育の実施指導
- (3) 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導
- (4) 教職員の派遣充当
- (5) 学校給食に必要な食料等の調達斡旋

## 9 災害救助法適用外の災害

村長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合は、「第3章第32節災害救助法の適用」に準じて対策を実施する。

# 第29節 飼養動物の保護対策

(実施担当:民生課)

災害時には、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動並びに避難所におけるペットの適正な飼育を行う。

# 1 村が実施する対策

- (1) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。
- (2) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講ずる。
- (3)ペットとの同行避難について適切な体制整備に努める。

# 2 飼い主が実施する対策

- (1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び、動物の愛護及び管理に関する条例(平成21年長野県条例第16号)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- (2) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い、適正な飼養を行う。

# 第30節 ボランティアの受入れ対策

(実施担当:民生課)

被災地では、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、被災地内外からボランティアを受入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結びつけることが求められる。

そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について速やかに見通しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズに合わせて、受入れ体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行うよう努めるものとする。

# 1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保

- (1) 被災地におけるボランティア・ニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。
- (2) 村社会福祉協議会等のボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。
- (3) 村社会福祉協議会は、ボランティアの需給状況等について、随時、県災害対策本部等関係機関に報告する。
- (4) 村社会福祉協議会は、日本赤十字社長野県支部等ボランティア関係団体とともに救援本部等を設置し、村及び県の災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受付業務を行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。
- (5) 社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

## 2 ボランティア活動拠点の運営

- (1)必要に応じ、ボランティアに対し、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供及び物資等の提供を行い、活動の支援を行う。
- (2) 村社会福祉協議会は、福祉救援現地本部を設置し、ボランティア・ニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な物資の提供等を行う。

## 3 関係団体との連携

災害時には、村内外から複数のボランティア活動をコーディネートする民間団体が現地入りするので、ボランティア担当 班は効果的な活動を行うため、これらの団体と連携し、ボランティアの調整を行う。

# 第31節 義援金品の受入れ及び配分

(実施担当:総務課)

災害による被災者等に対して、全国から寄託される義援金品について、各関係機関は「義援金配分委員会」(以下「委員会」という。)を組織し、適切に募集・配分を行うものとする。

## 1 基本方針

- (1) 村は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、義援金品の受入れ及び配分の実施に必要な体制を速やか に整備する。
- (2) 村は、義援金品の募集等について、必要に応じ民間団体に対して可能な分野における協力を依頼する。
- (3) 村は、速やかに各分野の職員をもって配分等に伴う生活相談窓口を開設する。
- (4) 義援金品の配分にあたっては、生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、適切な 応急措置を講ずる。

# 2 実施方法

(1) 義援金品の募集・受入れ

義援金品の募集にあたっては、募集方法、送り先、募集期間等を定めて周知を図ることとし、義援物資については被災地において受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを十分に把握して情報提供を行う。

- ア 村は、関係機関の協力を得ながら、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を、報道機関等を通じて周知する。また、募集する義援物資のリストを 逐次改定するよう努める。
- イ 必要に応じ、義援物資に関する問合せ窓口を設けるものとする。
- ウ 義援品の受付・仕分・搬送・保管等の処理を迅速に行うために作業班を編成するものとし、状況により班員を増減するものとする。
- エ 義援金の受付状況について、適宜「委員会」に報告をする。
- (2) 義援金品の保管及び送金・引継ぎ

義援金品は被災者に配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。県、日本赤十字社長野県 支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された 義援金は県災害義援金配分委員会が、義 援物資は村が速やかに引継ぎを行い、次により義援金品を保管し、送金するものとする。

- ア 寄託者より受領した義援金は「委員会」に送金するまでの間、義援金受付口座に預金し保管する。
- イ 保管した義援金については、災害の状況に応じた確実な方法により、「委員会」に送金する。
- (3) 義援金品の配分

義援金の配分にあたっては、委員会と十分協議の上、定めるものとする。その際、あらかじめ基本的な配分方法を決定しておくなどして、迅速かつ公正に被災者に配分する。また、義援物資についても、被災地域の需給状況を勘案し、効果的に配分する。

- ア「委員会」が配分を決定した義援金について、その配分基準に基づき公平かつ迅速に配分する。
- イ 被災者への配分状況について「委員会」に報告する。
- ウ 配分の方針
  - (ア) 配分の対象者を、り災者名簿により被害者状況別、地区別に把握する。
  - (4) 義援金の配分にあたっては、原則として被害状況別に一律方式により配分するものとするが、金額、被害状況によっては経済状態等を勘案した傾斜方式により配分するものとする。

- (ウ) 義援品の配分にあたっては、性別・年齢等を考慮して配分するものとする。
- (I) 義援金品の配分にあたっては、配布基準、配布者名簿等を作成し配分するものとする。
- エ 義援金が公正かつ適正に配分されたことを被災者に示すため、義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。
- (4) 村民、企業等が実施する配慮
- ア 義援物資を提供する場合は、被災地が受入を希望する義援物資とするよう配慮する。
- イ 村民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮に努める。

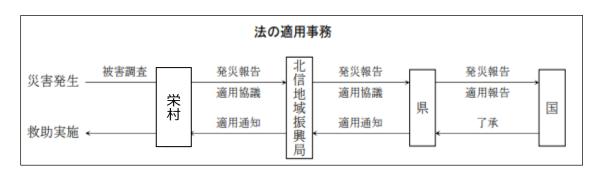
# 第32節 災害救助法の適用

(実施担当:総務課・民生課)

# 1 災害救助法の適用

災害の事態に応じた救助を行うため、迅速に被害情報の収集把握を行い、必要に応じ災害救助法を適用する。

- (1) 村長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに北信地域振興局長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。
- (2) 村長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。なお、災害の 事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手す るとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。



# 2 救助の実施

村は、県及び関係機関と協力の上、速やかに救助を実施する。

# (1) 救助の役割分担

村長は、知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行う。委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

(2) 救助の実施基準 救助の実施は、「救助の実施要領の基準(概要)」の基準により行う。